

## 2. 建築物

---

## 整備マニュアルの見方

このマニュアルでは、ひとつの整備項目について、次の構成により整備基準と参考図例を見開きページを基本として表しています。

左ページ上段には、整備項目についての基本的な考え方を、左欄には整備基準(青森県福祉のまちづくり条例施行規則)、右欄には整備基準解説を示しました。

右ページには、設計者のわかりやすい手引きとなるように整備基準に沿った参考図例を紹介しています。

### マニュアルの構成

#### 整備項目 / 区分

整備の対象となる施設等の、区分と箇所を表しています。

#### 基本的な考え方

整備項目について、設計するにあたっての配慮などの基本的な考え方を簡潔にまとめています。

#### 整備基準(基礎的基準)

青森県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準を示しています。この整備基準は、高齢者、障害者等の利用を不可能としている障壁を除去する最低限必要な基準です。

#### 解説(望ましい基準含む)

整備基準の解説を示しています。解説については 印で、さらに、今後社会的に目指していくべきより望ましい基準(誘導的基準)を 印で、やむを得ない場合については 印で示しています。

#### 参考図例

整備基準についてのイラストや図表を用いて、わかりやすく解説しています。また、一部には望ましい基準も示しています。

整備項目

基本的な考え方

区分

参考図例

① 出入口 112

2 簡易型

既設設備形式と設備仕様にて考慮

簡易型は、既設設備形式と設備仕様にて考慮し、必要に応じて、簡易型と既設設備形式との区別を明確にする。

簡易型

簡易型は、既設設備形式と設備仕様にて考慮し、必要に応じて、簡易型と既設設備形式との区別を明確にする。

簡易型は、既設設備形式と設備仕様にて考慮し、必要に応じて、簡易型と既設設備形式との区別を明確にする。

簡易型は、既設設備形式と設備仕様にて考慮し、必要に応じて、簡易型と既設設備形式との区別を明確にする。

簡易型止しや簡易型止

簡易型止しや簡易型止は、既設設備形式と設備仕様にて考慮し、必要に応じて、簡易型止しや簡易型止と既設設備形式との区別を明確にする。

簡易型止しや簡易型止は、既設設備形式と設備仕様にて考慮し、必要に応じて、簡易型止しや簡易型止と既設設備形式との区別を明確にする。

簡易型止しや簡易型止は、既設設備形式と設備仕様にて考慮し、必要に応じて、簡易型止しや簡易型止と既設設備形式との区別を明確にする。

簡易型止しや簡易型止は、既設設備形式と設備仕様にて考慮し、必要に応じて、簡易型止しや簡易型止と既設設備形式との区別を明確にする。

簡易型止しや簡易型止は、既設設備形式と設備仕様にて考慮し、必要に応じて、簡易型止しや簡易型止と既設設備形式との区別を明確にする。

図1-8 外置型出入口簡易型

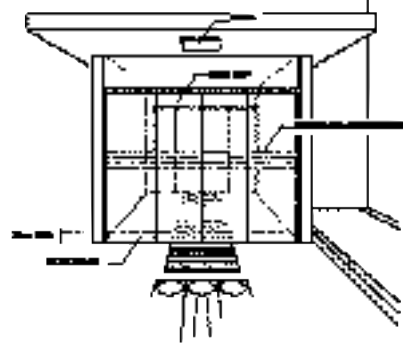
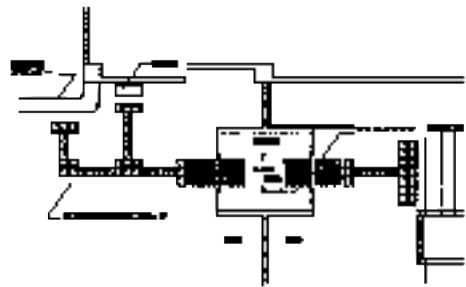


図1-9 簡易型止しや簡易型止



整備基準

整備基準解説（基礎的基準）

望ましい基準（誘導的基準）

やむを得ない場合

### 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

建築物の主要な出入口は、高齢者や障害者等が支障なく利用できるよう配慮し、車いす使用者の通行を考え、段差の解消や有効幅員の確保、扉の形状および視覚障害者のための案内や誘導等について配慮する。

### 整備基準

公共的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下「利用者」という。）の利用に供する直接地上へ通じる出入口（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。）及び駐車場へ通じる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。

#### 幅員

- 1 幅は、内法を80cm以上とすること。

#### 戸

- 2 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が安全かつ円滑に開閉して通過できる構造とすること。

### 解説（望ましい基準を含む）

内法80cmとは、車いすが通過できる 最小寸法である。

主要な出入口の内法幅は120cm以上とすることが望ましい。この幅は人が横向きになれば車いすとすれ違ふことができ、車いす使用者が円滑に通過できる寸法であり、通行の多い玄関等における基準である。

車いす使用者にとって戸の開閉動作は、開き戸よりも引き戸が望ましく、一般的には自動引戸がもっともよい。

把手は、車いす使用者が使いやすい高さ（床面から90cm程度）に設ける。把手の形状は、レバー式又は棒状のものとし、丸ノブ（握り玉）は操作が困難な人もいるので避ける。

自動引戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、車いす使用者が利用しやすいように設定する。特に、風除室では屋外側と屋内側の戸が同時に開いているときがないように配慮する。

回転扉を設ける場合は、車いす使用者、視覚障害者等が容易に通過できる十分な空間を保持できる形式の戸を設置する。

手動引戸を設ける場合は、軽く開閉できるものとする。

やむを得ず手動開き戸とする場合は、開閉速度を調節するためドアチェックを設けるとともに、袖壁との間に十分な開閉スペース（少なくとも45cm以上）を確保すること。

図1-a.外部出入口の整備例

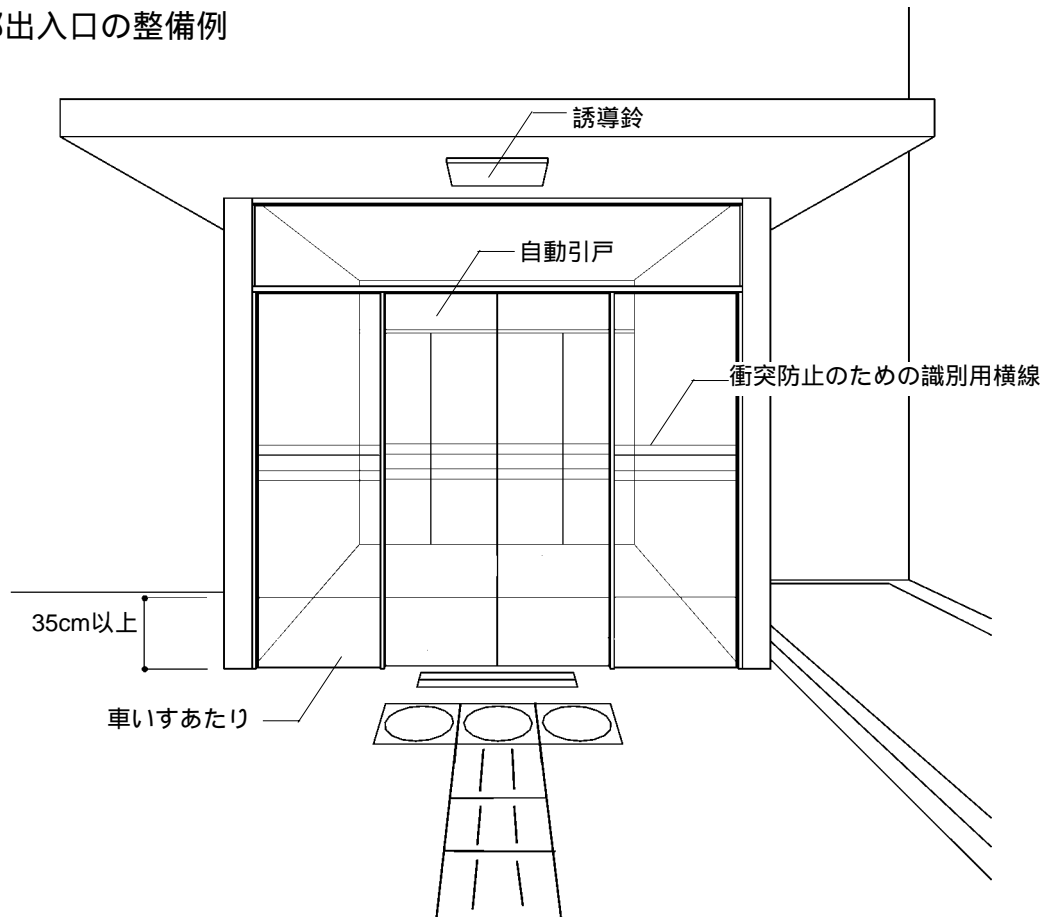
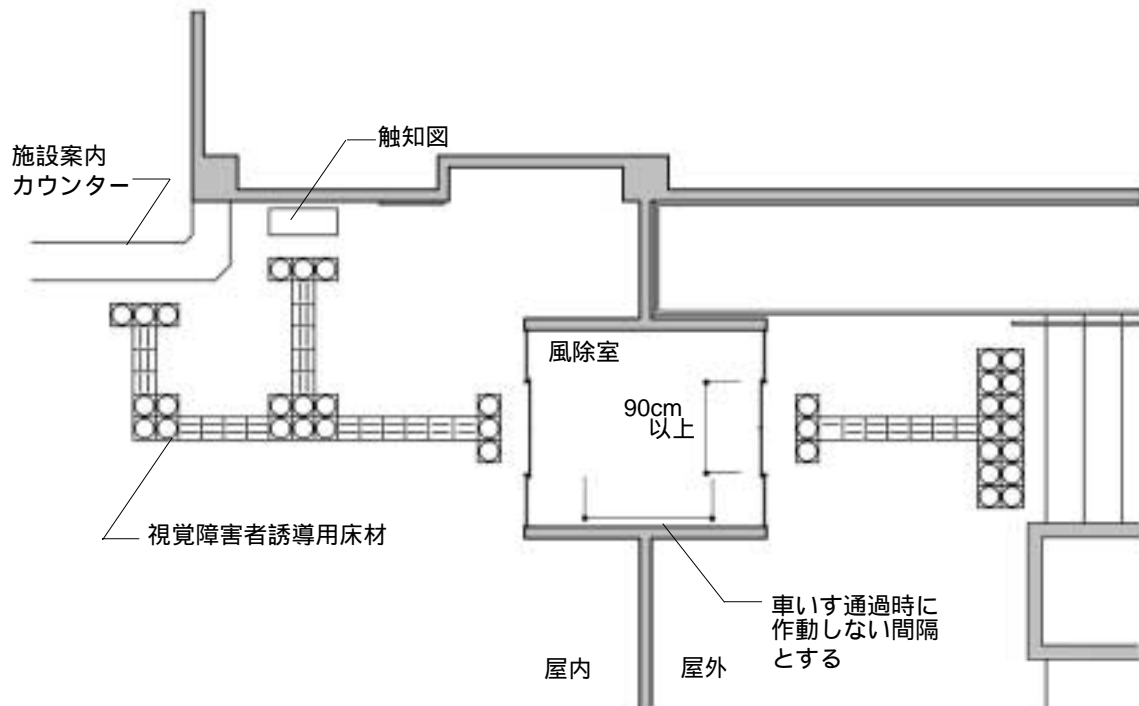


図1-b.主要な出入口廻りの整備例



## 整備基準

- 3 全面が透明な戸を設ける場合においては、衝突を防止する措置を講ずること。

## 段 差

- 4 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

## 解説（望ましい基準を含む）

衝突を防止するため、横線や模様シール等で衝突防止表示を施し、事故防止のため安全性の高いガラスを使用する。車いす等の衝突による破損防止のため、戸及び廊下壁面の下端35cm程度に保護板を設ける。

引戸におけるレールは埋込み型を用い、床面に平面となるよう設ける。

やむを得ず段差が生じる場合には2 cm以下とする。段差2 cmは車いすで乗り越えることができる、ぎりぎりの寸法である。

図1-c.各部屋の出入口の形式

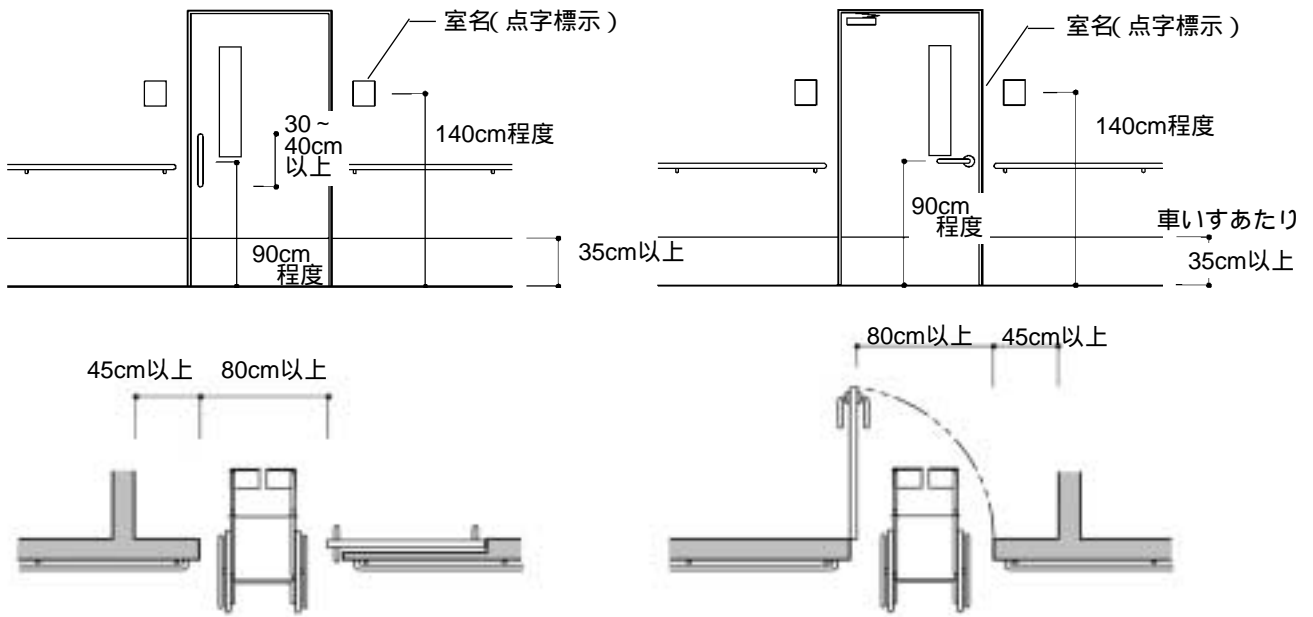
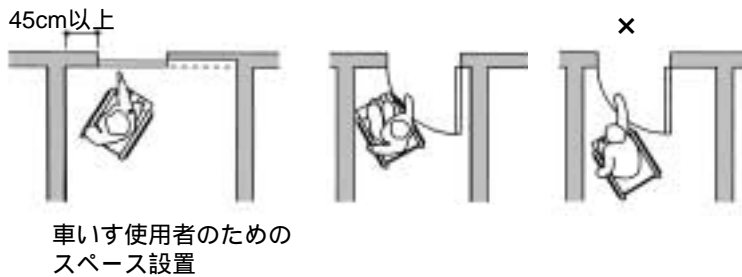
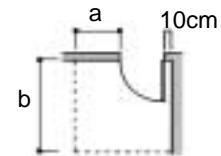


図1-d.車いす使用者のための開閉スペース



車いす使用者のための  
スペース設置



各部の寸法 (cm)	
a	b
25	170
35	160
45	150
55	140

図1-e.開き戸への配慮

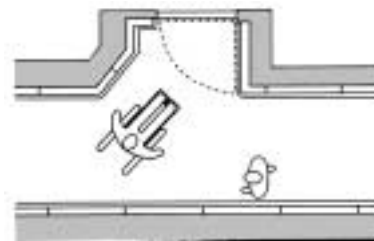
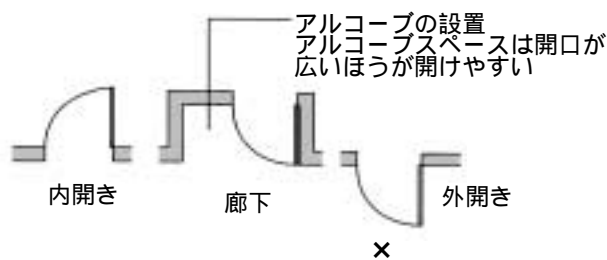
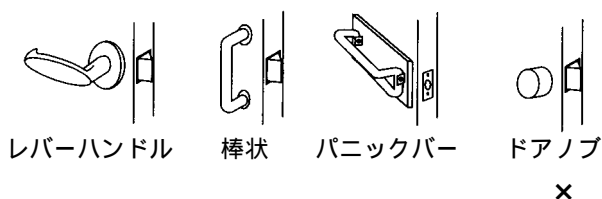


図1-f.把手の形式(使いやすい形状)



高齢者・障害者等の利用を考慮したとき外開き扉は、好ましくない。そのため、建築基準法施行令第118条で内開き扉が禁止されている建築用途(劇場、公会堂等の客席からの出入口戸)にあつて、外開き扉を設置する際にはアルコーブを設ける等設計に注意することが必要である。

レバーハンドル、パニックバーは開き戸に、棒状は引戸に適している。

## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

建築物の廊下等は、利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならず、なるべくその移動距離が短くなるように配慮する。

安全に通行できるように、車いす使用者と歩行者がすれ違えることができる最低限の幅員を確保するとともに、スロープ等により段差を解消するようにする。

廊下等は避難路としての役割を持つため、視覚障害者の移動の妨げとなる不用意な突出は避け、また備品類の設置も必要な廊下幅を確保できるように留意する。

## 整備基準

利用者の利用に供する廊下等（共同住宅にあつては、共用のものに限る。以下同じ）は、次に定める構造とすること。

## &lt;床面&gt;

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

## &lt;段&gt;

- 2 段を設ける場合においては、当該段は、(3)に定める構造に準じたものとする。

- 3 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から各室の(1)に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、(4)に定める構造のエレベーターが設置される場合は、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

## &lt;有効幅&gt;

- イ 幅は、内法を120cm以上とすること。

- ロ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分設けること。

## 解説（望ましい基準を含む）

本項により整備基準の対象となる廊下は、高齢者や障害者を含む不特定かつ多数の者が利用する部分であり、利用目的となる室相互間や、エレベーターに至る部分も含まれる。

滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料と同一レベルとなるように敷き込む。

廊下のような歩行空間では、室内に比べて移動の速度も比較的速い。小さな段差や段数の少ない階段は、その存在に気付かず、つまずいたり、踏み外したりして危険なので避ける。段差が生じる場合には、1建築(2)廊下等5に定める構造とする。

車いすで転回をする可能性のある部分、例えば室の出入口に接する部分は水平とする。

車いす使用者の利用に供する出入口に至るそれぞれの廊下のうち、1以上は次に定める構造とする。

廊下幅120cmは車いす使用者と歩行者が横になって擦れ違えることができ、松葉杖使用者も円滑に移動できる寸法である。

高齢者や障害者等の利用に供する福祉施設の場合には、廊下の幅を車いすが2台すれ違えることができるように180cm以上とすることが望ましい。

曲がり角や突出した柱型等は、危険防止のため、隅切り又は面取りをすることが望ましい。

車いすが180度転回できるための有効幅は140cm以上である。転回が必要とされる部分は、屋外及び室の出入口並びにエレベーターの出入口等である。



図2- a .廊下の整備例1

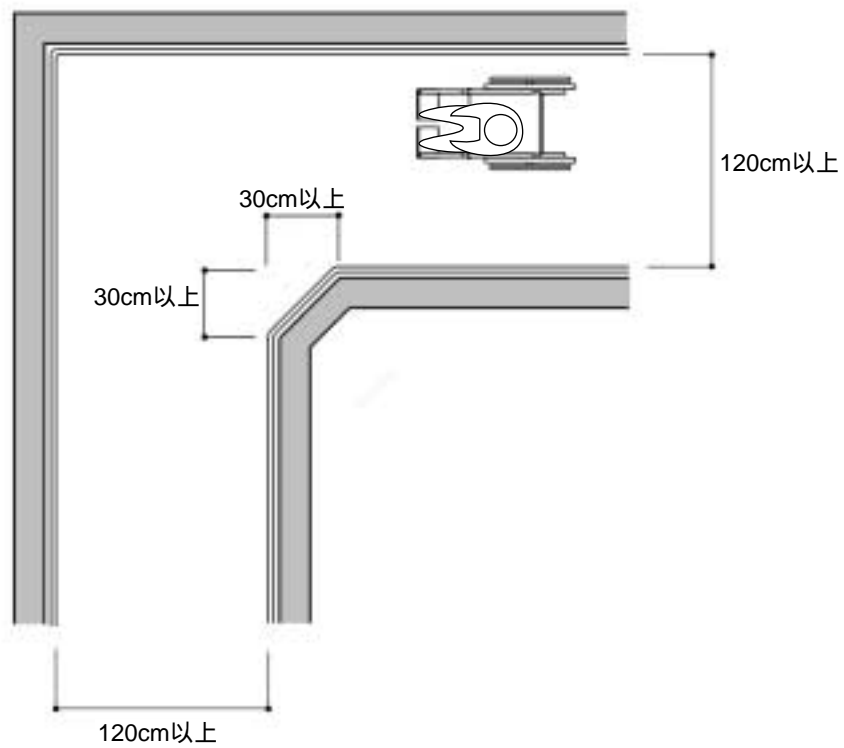
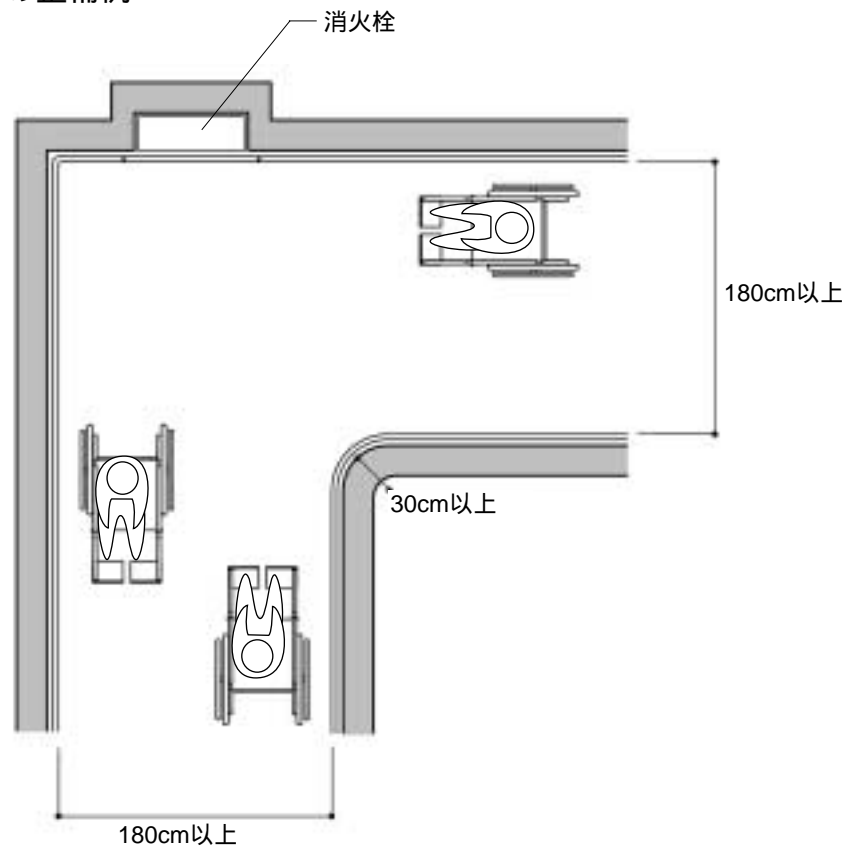


図2- b .廊下の整備例2



## 整備基準

## 高低差

八 高低差がある場合においては、5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第1号の建設大臣が認める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。）を設けること。

## 床の構造

二 (1)に定める構造の出入口並びに(4)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

4 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りではない。

## 解説（望ましい基準を含む）

傾斜路の項参照。

車いす使用者用特殊昇降機とは、車いす使用者並びに介護者を同乗させ、100cm前後の高低差を昇降する機器である。（p59図参照。）

車いすが180度転回できるための有効幅は140cm以上である。転回が必要とされる部分は、屋外及び室の出入口並びにエレベーターの出入口等である。

廊下等における誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設場所は、下記の通りである。

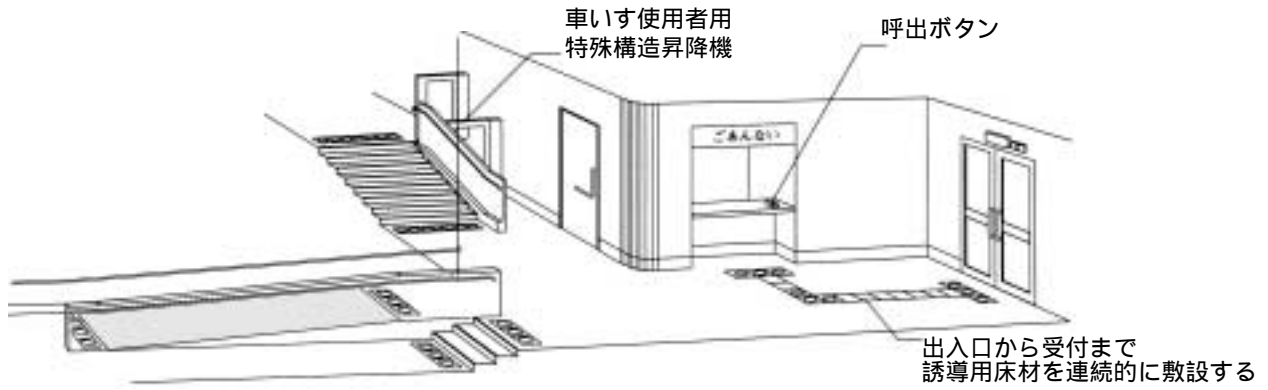
- ・直接地上へ通ずる出入口から受付、施設案内標識等に至る経路
  - ・階段、傾斜路、踊場、エスカレーターの上下端部
  - ・エレベーターの乗降ロビーの乗り場ボタン前
  - ・直接地上へ通じる出入口から道などへ至る敷地内通路
- 必要に応じ、便所出入口等に誘導用床材を敷設することが望ましい。

音声による誘導には、誘導鈴や音声又は放送によるもの、並びに視覚障害者の持つ発信機等にセンサーが反応して誘導や案内を行う装置がある。

音声による誘導は大規模で複雑な構造をもち出入口が複数ある施設にとって有効な情報提供手段となる。設置にあたっては、その目的と音源の種類による誘導特性に留意する。音声による誘導は、遠方からの方向確認には適していないが、近距離においては外部出入口等の正確な位置を案内したり、現在位置の確認や複数情報の提供が行える。誘導鈴は遠方から目標施設の位置、方向を大まかに認知するには有効である。

床からの壁の立ち上がり境を確認しやすくするため、床と壁の色及び明度の差をつけることが望ましい。

図2- c .視覚障害者に配慮した廊下の整備例



車いす使用者用特殊構造昇降機  
(低段差解消機)の例

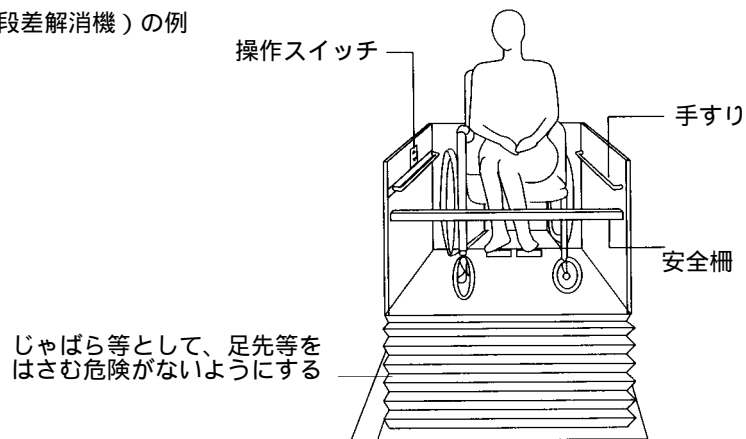
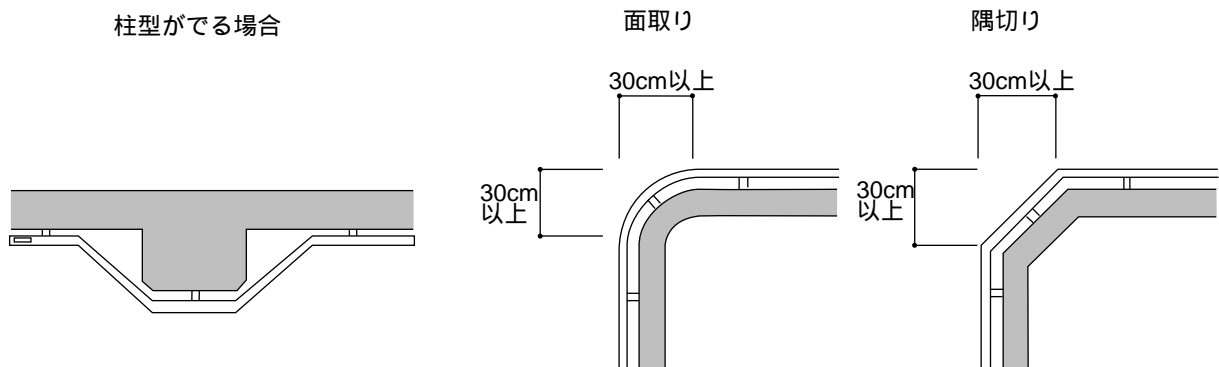


図2- d .出隅、柱型廻りの手すりの処理



## 基本的な考え方 (設計にあたっての配慮)

やむを得ず設計上段差が生ずる場合、車いす使用者の移動の妨げとなってしまうため適切な勾配の傾斜路を設置する。傾斜路は車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーでの移動にも便利である。特に、有効幅の確保や傾斜路の行程が長い場合の踊場等に配慮する。

障害によっては傾斜路の利用が難しい場合もあるので、階段を併設するなどの措置をする。

## 整備基準

## 傾斜路

5 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

## 有効幅

イ 幅は、内法を120cm (段を併設する場合にあっては、90cm) 以上とする。

## 勾配

ロ 勾配は、12分の1 (傾斜路の高さが16cm以下の勾配にあっては8分の1) を超えないこと。

## 踊場

ハ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

## 手すり

ニ 傾斜路には、手すりを設けること。

## 解説 (望ましい基準を含む)

傾斜路の幅120cmは、車いす使用者と歩行者が横になってすれ違うことができ、松葉杖使用者も円滑に移動できる寸法である。幅90cmは車いす使用者の移動可能な寸法で、階段を併設する場合等、車いす使用者だけが移動する場合に適用となる。

車いす使用者は、若干蛇行しながら移動することも考慮して幅は余裕をもたせることが望ましい。

傾斜路の壁面には床から35cm程度以下の車いすあたりを取り付ける。

傾斜路からの車いす脱輪防止のため、5cm以上の立ち上がりを側壁に設ける。

傾斜路の高さとは、傾斜路全体の総高低差である。

車いす使用者が自力で傾斜路を上昇するには相当の腕力がある。また、下降する場合も腕にかかる負担が大きいため、勾配はできるだけ緩くすることが望ましい。

長くて急な傾斜路では一般的に車いすのブレーキだけではスピードを制御できない場合がある。また、昇降の途中での休憩スペースが必要となる。従って、傾斜路9mごとに踊場を設置する。勾配1/12の傾斜路で9m移動したときの垂直距離は75cmとなる。

踏面幅150cmは車いすが転回できる寸法である。

踊場には高齢者等が休憩できるベンチ等を設置することが望ましい。

手すりは、車いす使用者の利用よりはむしろ歩行困難者にとって有効な歩行の助けとなる。傾斜路の長さや幅を勘案して連続して手すりを設ける。

傾斜路の終始点を歩行者に知らせるため、45cm以上の水平部分を設けること。

図2- e .傾斜路の整備例 1

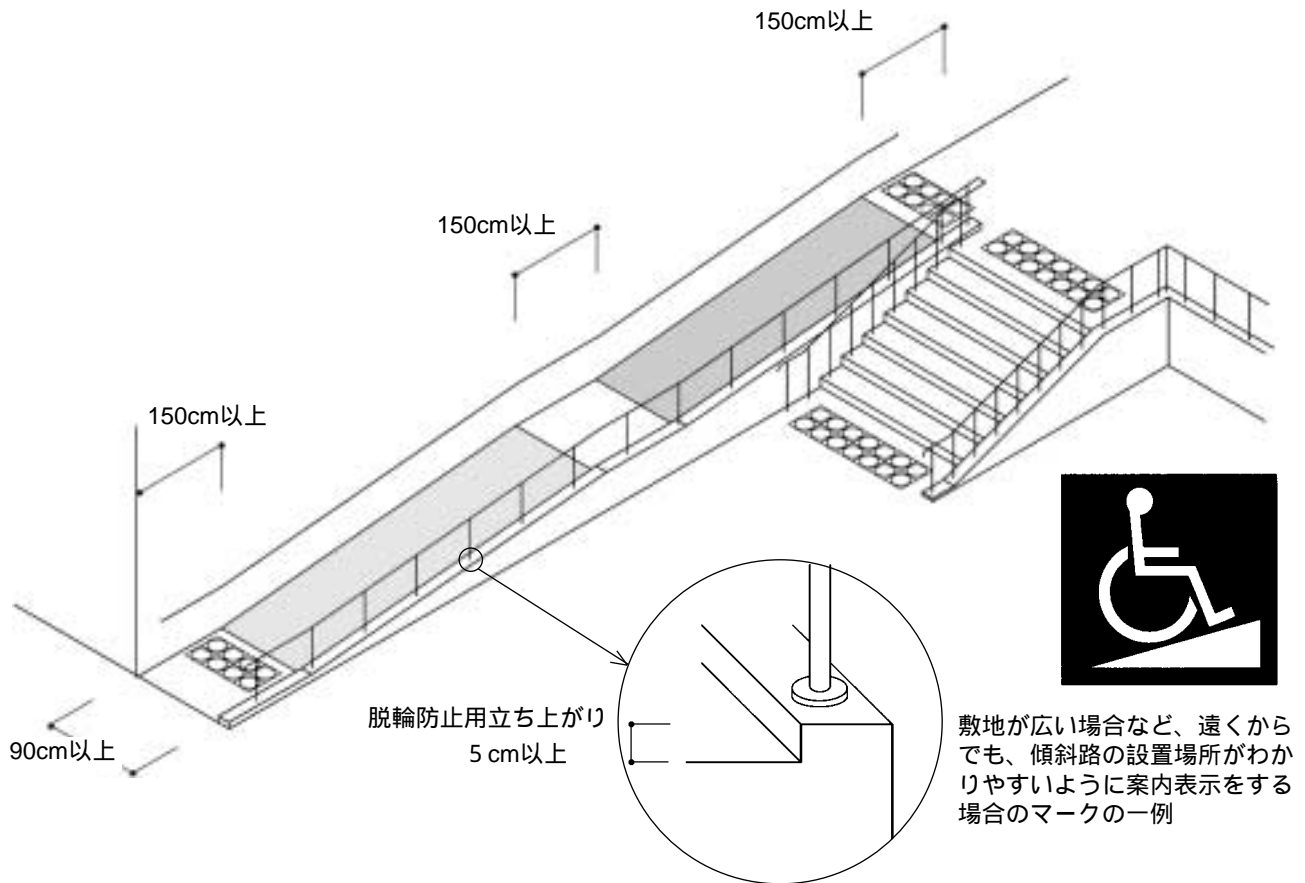


図2- f .傾斜路の整備例 2

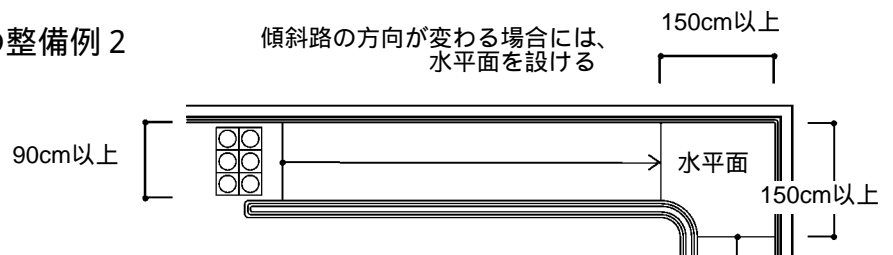
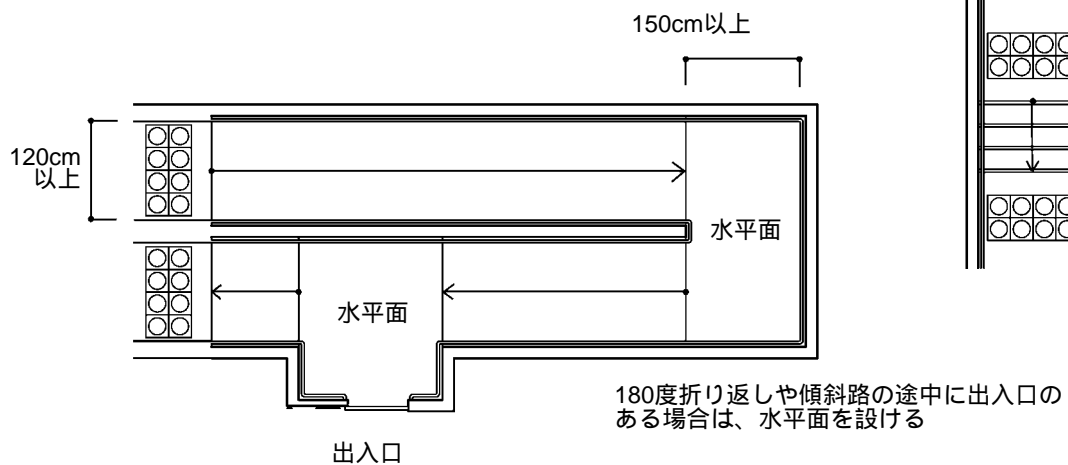


図2- g .傾斜路の整備例 3



基本的な考え方 (設計にあたっての配慮)

廊下に傾斜路を設置する場合には床表面は滑りにくい材料とし、傾斜路は水平な部分と色彩や明度などにより区別がつくようにする。

壁面に不用意な突出物があると、視覚障害者などが移動の際にぶつかったりして危険なので、計画段階より十分に配慮する。ベンチや水飲み場などの設備も同様に予め設置する場所を綿密に計画し、移動の妨げにならないようにする。

整備基準

床面

ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ハ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

ト 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材 (周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。) を敷設すること。

その他  
突出物

壁仕上げ

照明

解説 (望ましい基準を含む)

手すりは原則として両側に設けるが、構造上やむを得ない場合には、片側だけでも設けることにより、歩行困難者の補助となり得る。

車いすは勾配によってスリップして昇降しにくくなる。

水平部分と傾斜部分の違いが判断できるようにすることで注意を促す。ただし、床材の質感の違いが大きすぎるとつまずきやスリップ等、事故の危険性があるので留意する。  
必要に応じて、照明器具等を設置することが望ましい。

注意喚起用床材 (点状床材) は傾斜路の上端及び下端に近接する水平部分 (傾斜路始末端から30cmの位置) に設置する。  
踊場及び傾斜路の途中の水平部分には、進行方向が複雑に分かれる場合を除き、原則として注意喚起用床材は敷設しない。

原則として突出物を設けない。やむを得ず設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないような措置を講ずる。高さ65cm以上に突出物を設ける場合は10cm以下とする。

廊下等の途中に休憩ができるベンチ等を設置することが望ましい。その際には、不用意に突出しないようにアルコーブを設置する。

壁仕上げは、手触りのよいものとするのが望ましい。  
曲がり角部分に鏡を設けるなどにより、危険防止の配慮をすることが望ましい。

衝突のおそれのある箇所には、安全ガラスを用いることが望ましい。

廊下の照明は明るく、むらのないようにすることが望ましい。

図2-h.手すりの設置例

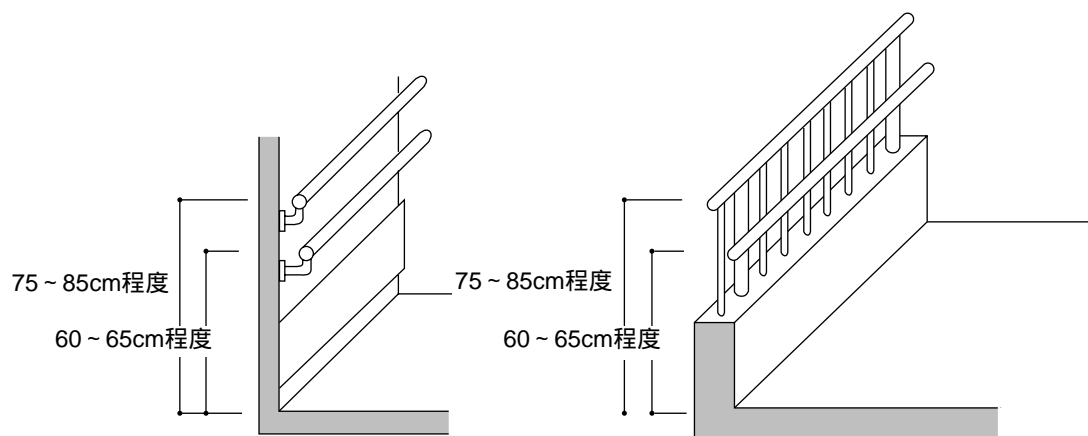


図2-i.視覚障害者に危険な突出物

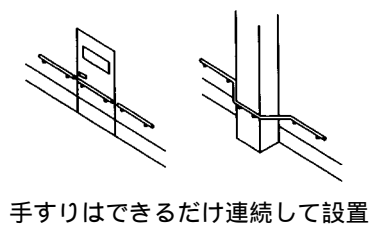
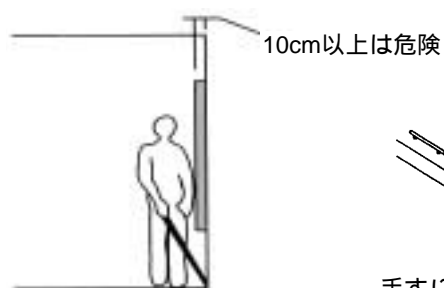


図2-j.キックプレートの設置例

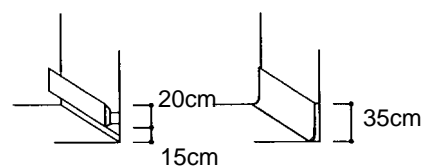
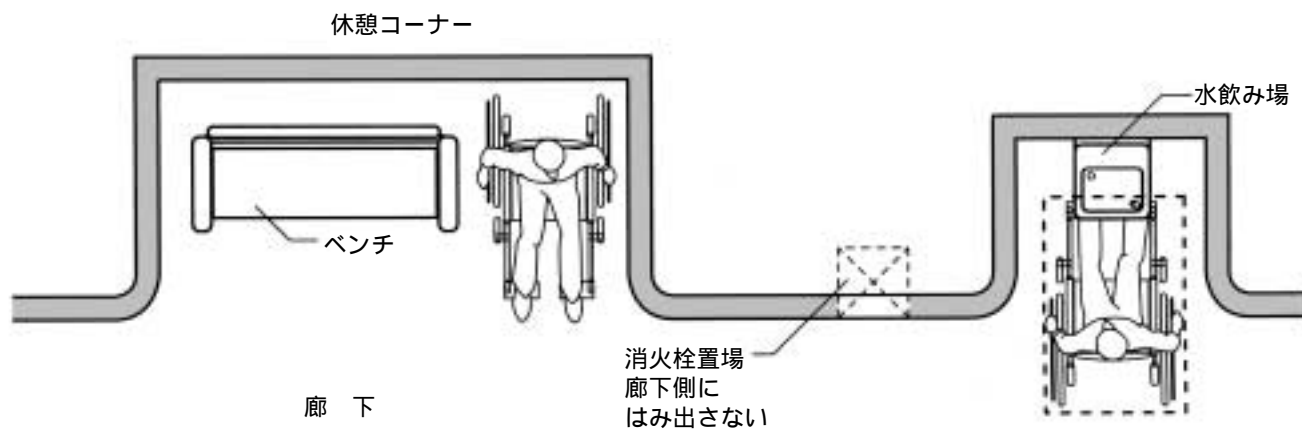


図2-k.ベンチ等の設置例



### 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

階段は、高齢者、つえ使用者や視覚障害者等の昇降にとって大きな負担になるとともに、転落等の事故の危険性が高い場所である。また、避難にも利用するため、安全に対する十分な配慮が必要である。なお、階段の整備は、エレベーター等の設置の有無に関わらず重要である。

### 整備基準

利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階に通じる階段（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造（当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次の1から4までに定める構造）とすること。

#### 手すり

- 1 両側には、手すりを設けること。

#### 回り段

- 2 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りではない。

#### 床面

- 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

### 解説（望ましい基準を含む）

手すりは、階段の両側に連続して設けることが基本である。

手すりの形状は円形か楕円形とし、壁面から4cm程度の空きを確保する。この空き寸法は、手すりをつかみやすいものとするのに必要な標準値である。

- 手すりの取り付け高さは、1本の場合は75～85cmとし、上下に2本設ける場合は下段を60～65cm程度に取り付ける。

手すりは、階段上下の端から30cm以上の水平部分を設け、端部は壁面側または下部に曲げて納める。

手すりの両端には、必要に応じて現在位置を点字で標示する。

回り階段は、転落の危険性が高く、視覚障害者にとっても方向がわかりにくくなるので、やむを得ない場合をのぞき設けない。

階段の床仕上げは、特に松葉杖の使用等を配慮して、滑りにくいものとする。

段鼻に滑り止めを設けることが有効であるが、すべり止めは、金属製のものは杖が滑るので避け、踏面及びけこみ板の面とそろえてつまずきにくい構造とする。



図 3 - a .階段の整備例

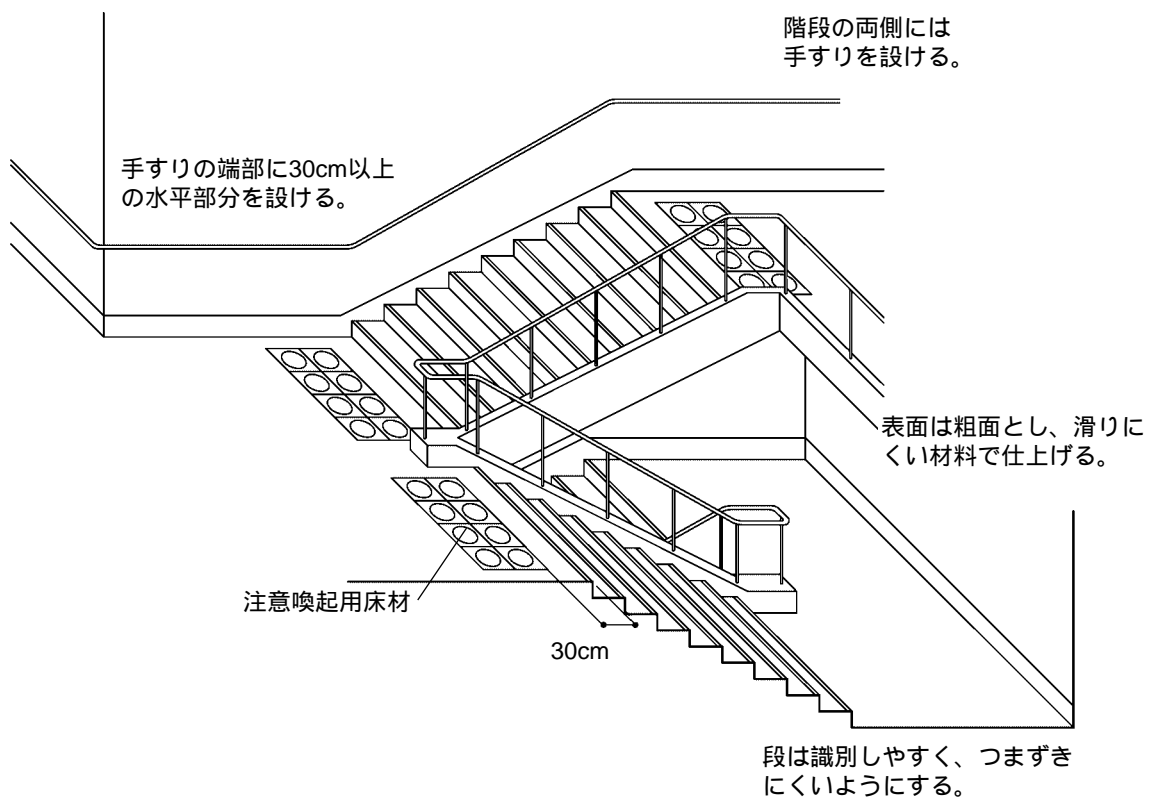
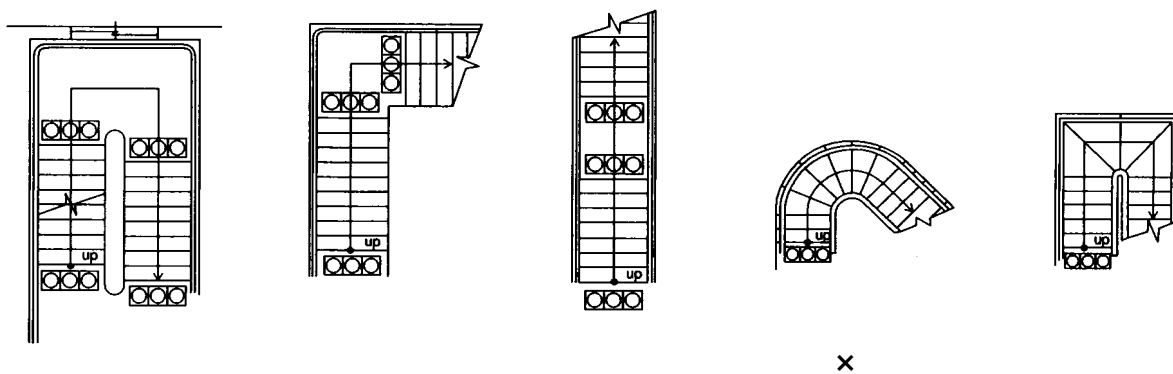


図 3 - b .階段の形状



整備基準

- 4 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。

注意喚起用床材

- 5 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を施設すること。

解説（望ましい基準を含む）

安全性を確保するために、照度を上げるとともに踏面に影ができないように照明を複数設ける。  
適宜、足下灯を設けることが望ましい。

視覚障害者の安全な利用に配慮した対応が必要である。

図 3 - c .階段の整備寸法

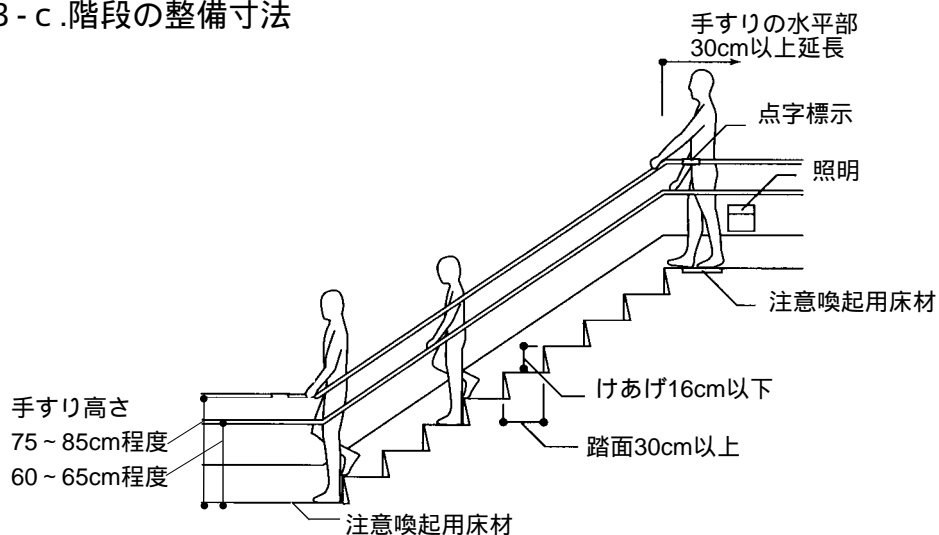


図 3 - d .けあげ、踏面の形状 (つまずきにくい構造の例)

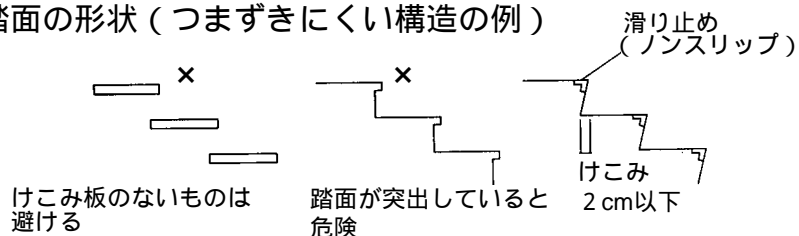


図 3 - e .階段端の立上がり

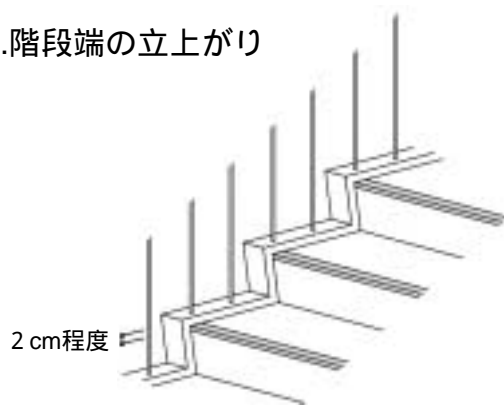


図 3 - f .階段踏面の端部

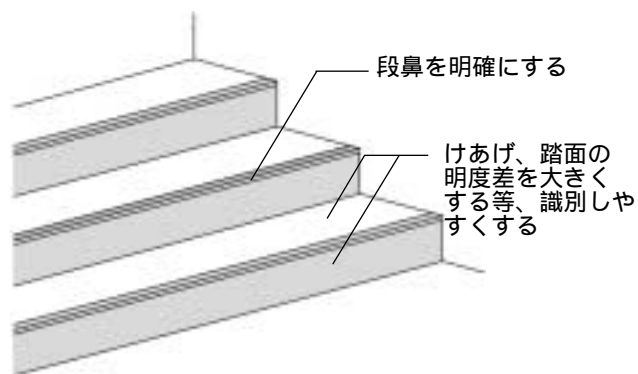
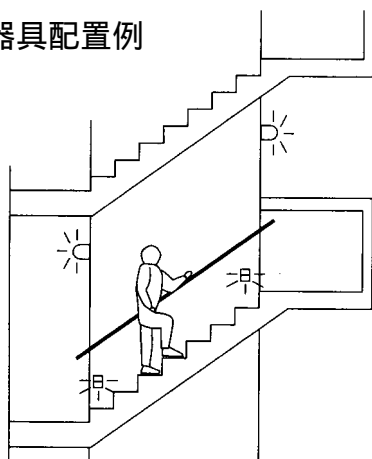


図 3 - g .照明器具配置例



照度の目標例

(単位：ルクス)

共用部	共用部：100、共用廊下：100
-----	------------------

## 基本的な考え方 (設計にあたっての配慮)

昇降機 (エレベーター) は、高齢者や障害者等の垂直移動手段として最も有効なものである。したがって、高齢者や障害者等が容易に認識利用しやすい場所に設け、案内標示等に配慮する。また、かご及び昇降路の出入口前 (以下本項で「乗降口ビー」という。) の構造は、車いす使用者や視覚障害者等に配慮したものとする。

## 整備基準

利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階を有する公共的施設 (床面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上のものに限る。) には、かごが当該階 (専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる部分 (以下「車いす使用者対応駐車施設」という。) が設けられている階に限る。) に停止するエレベーターで次に定める構造のものを設けること。ただし、当該階において提供される役務又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。

## かごの床面積

- 1 かごの床面積は、1.83m<sup>2</sup>以上とすること。
- 2 かごの奥行きは、内法を135cm以上とすること。

## かごの形状

- 3 かごの平面形状は、車いすの回転に支障のないものとする。
- かご内の表示装置
- 4 かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
  - 5 かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

## 解説 (望ましい基準を含む)

(社)日本エレベーター協会では「車いす兼用エレベーターに関する標準 (JEAS-A506)」「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準 (JEAS-A515B)」「聴覚障害者エレベーターに関する標準」をまとめており、これによって製作される。ただし、「車いす兼用エレベーターに関する標準」では、かごの大きさが135cm×140cmあれば車いすからかご内で転回できるように記されているが、実際には困難であることに留意する。

一般の利用者と同様に、車いす使用者もエレベーターには前進で乗り込み、中で向きを変えて前進で降りられることが基本である。そのためには、間口150cm×奥行き150cm以上は必要とされる。

かご内の同乗者が多く、車いすの回転ができない場合には後進で降りることを配慮して、かご内背面板に後方確認用の平面鏡を設ける。

かごの内法寸法は、間口160cm×奥行135cm以上あれば車いすの回転がスムーズにできる。

図4-a.エレベーター乗降口ロビーの整備例

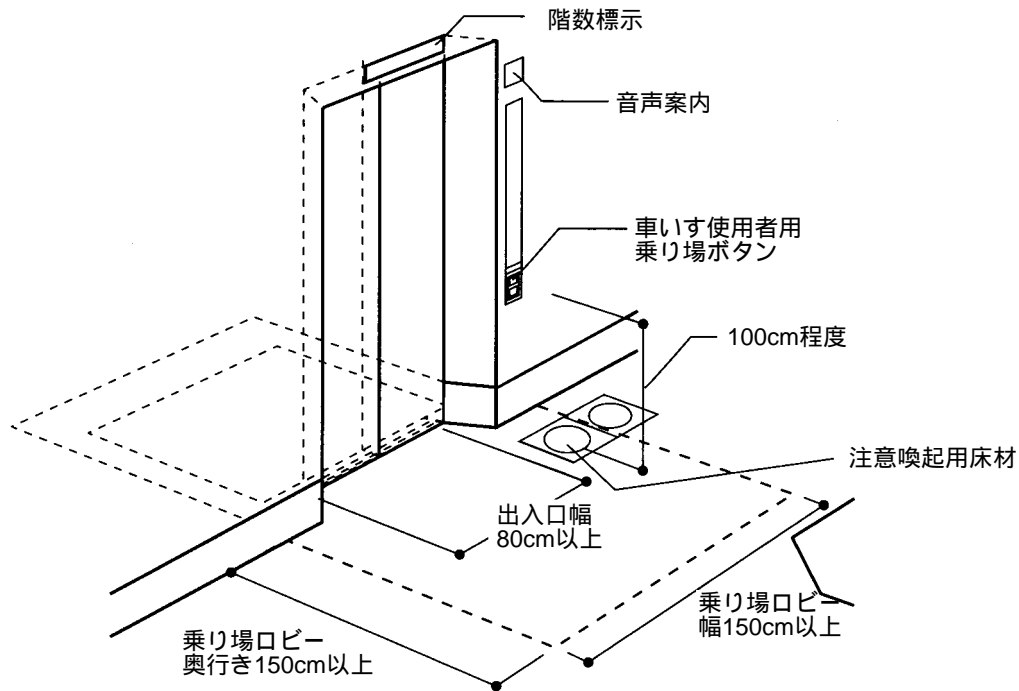
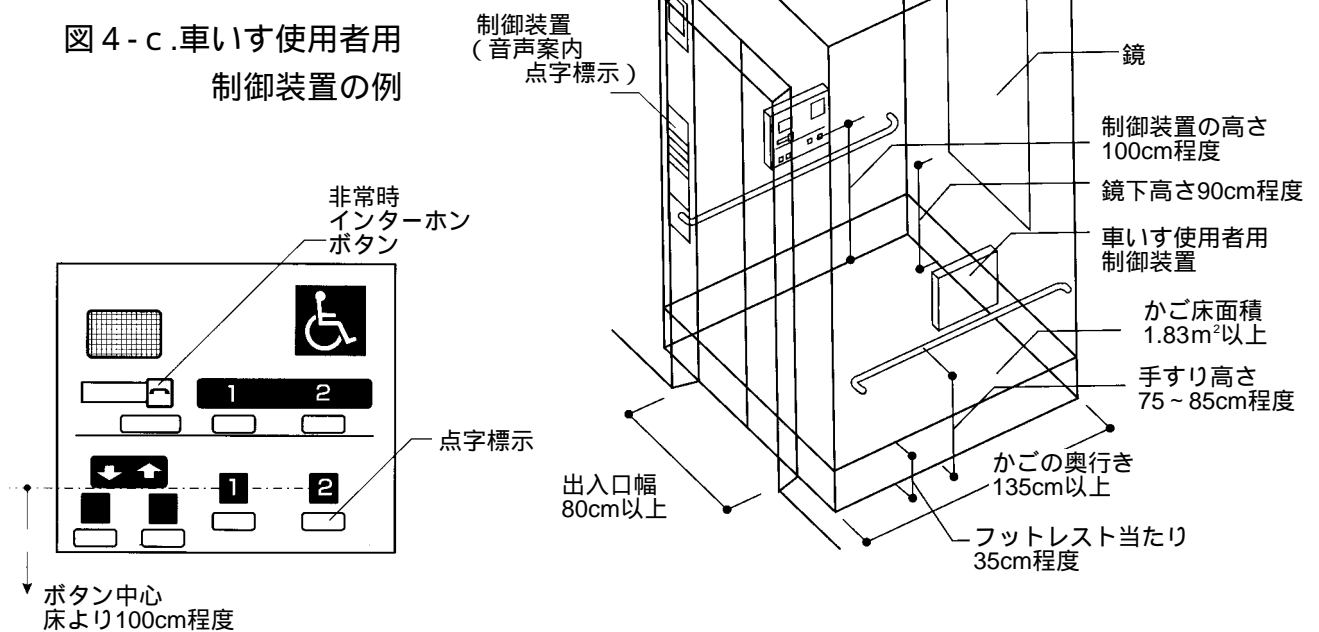


図4-b.エレベーターかごの形状

図4-c.車いす使用者用 制御装置の例



## 整備基準

## 出入口の幅

- 6 かが及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。

## かが内及び乗降ロビーの制御装置

- 7 かが内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

- 8 かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置（7に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が安全かつ円滑に操作することができる構造とすること。

## かが内の手すり

- 9 かが内の左右両面の側板に手すりを設けること。

## 乗降ロビーの広さ

- 10 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とすること。

## 乗降ロビーの音声装置

- 11 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かが内に、かが及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

## 解説（望ましい基準を含む）

内法80cmとは、車いすが通過できる寸法である。

内法90cm以上が、車いすの通過しやすい寸法である。

かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、各ボタン面かその上部に浮彫りの階数表示を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障害者が円滑に操作できる構造とする。タッチ式は、視覚障害者には確認できず好ましくない。

車いすの転回を考慮している。

非常時における聴覚障害者のための視覚的情報伝達手段として、電子文字標示盤、聴覚障害者用モニター、又はこれに代わるものを設置する。

参考：社団法人日本エレベーター協会標準

車いす兼用エレベーターに関する標準（JEAS-A506）

視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-A515B）

エスカレーターを設置する場合のエスカレーターの構造は、原則として車いすに乗車したまま利用できる構造のものとする。

図 4 d ..エレベーターかごと乗降ロビーの平面

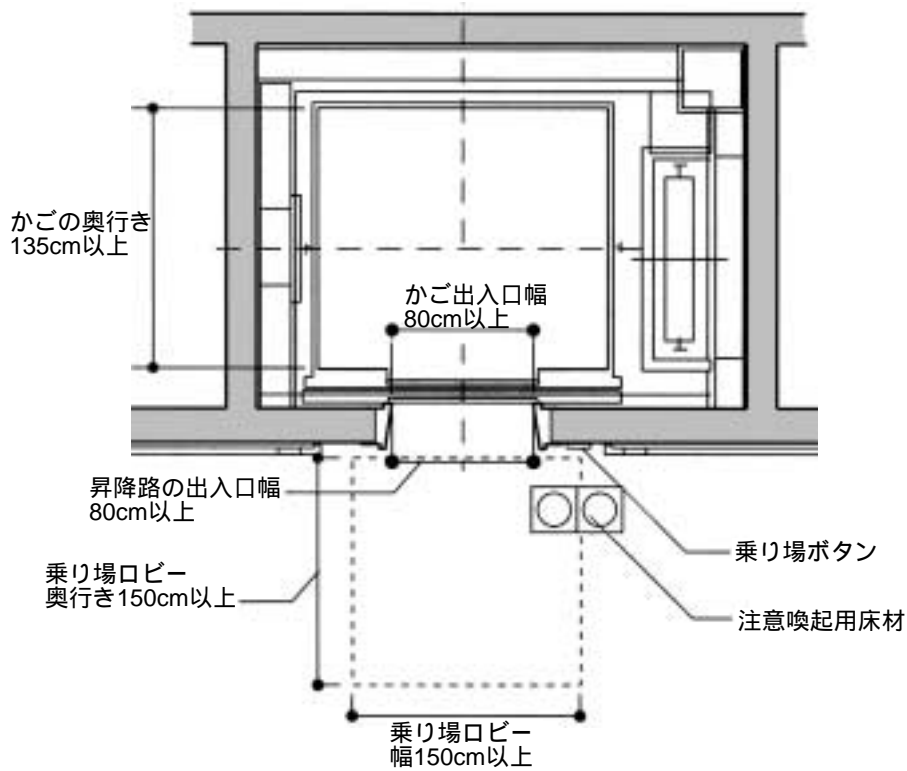
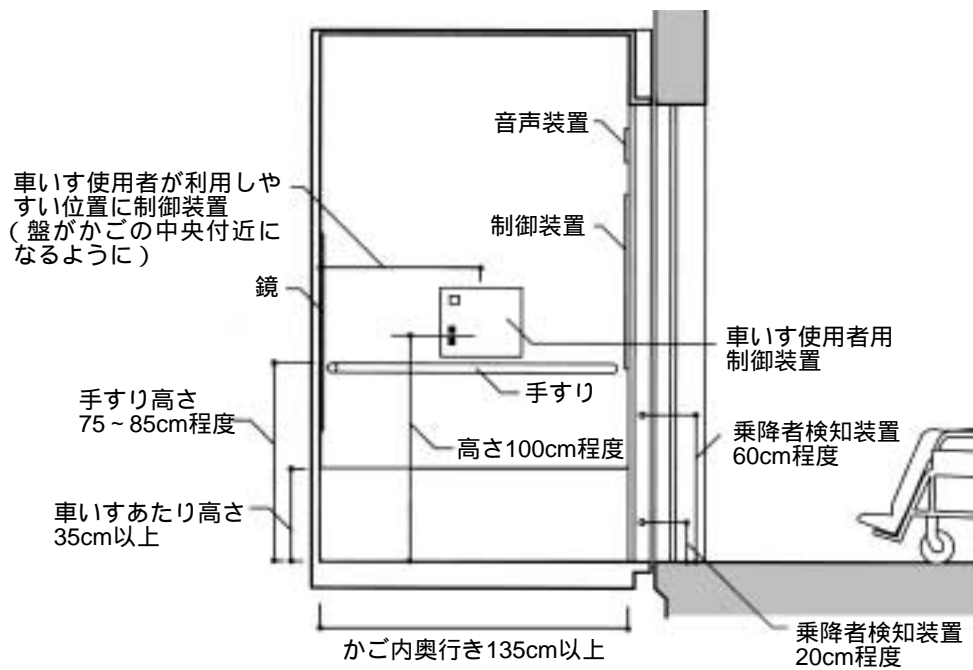


図 4-e . エレベーターかごの断面



### 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

高齢者や障害者の外出や施設の利用を促進する上で、最も重要な設備のひとつが便所である。車いす使用者が利用しやすいスペースを確保するとともに、高齢者、妊婦や乳幼児を連れた者など、より多くの者が利用できる設備を有するように配慮することで、行動範囲が拡大する可能性を提供することになる。

### 整備基準

- 1 公共的施設（共同住宅等を除く。）に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときには、それぞれ1以上）設けること。

#### 空間の確保

- イ 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができるような十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者対応便房」という。）が設けられていること。

### 解説（望ましい基準を含む）

便所は、建築物の主要な出入口、エレベーター乗降口ピー等から位置が容易に把握でき、到達できる位置に設ける。なお、車いす使用者対応便房は一般用の便所の内部又は隣接した位置に設ける。

スペース等の問題で、男女別に車いす使用者対応便房を設けられない場合には、男女共用の便房としてもよい。特に、この男女共用型便房は異性間介助や車いす使用者以外の者が利用しやすい。また、男女共用便房とした場合に、ベビチェアやベビーベッド、大人用ベッド、子供用大便器、汚物流し等を設置すると多目的に利用でき、より多くの者の利用が可能となる。

片まひ等障害による使い勝手を考慮して、左右反転の車いす使用者対応便房を各1以上設けることが望ましい。

車いすから便器への乗り移りは、車いすの側面及び前方からなされるのが一般的である（障害によっては異なる場合もある）。そのため、便器の両側に手すりを設けたり、便房内で車いすが回転できるように直径150cmの円が内接できるスペースを確保する。衛生陶器の配置にもよるが、原則として概ね内法で200cm×200cm以上が必要となる。

このスペースが確保できない場合には、次善の策として車いすの斜め前方からのアプローチを可能にするための大きさとして、150cm×200cm程度の便房を確保する。

車いすで利用できる最小限の寸法としては、内法で90cm×170cm程度の便房が考えられる。この場合車、いすの前方からしか便器へ乗り移ることができないが、それでもある程度の車いす使用者が利用でき、杖使用者等にとっても利用しやすい。



図 5 - a . 便所の配置例

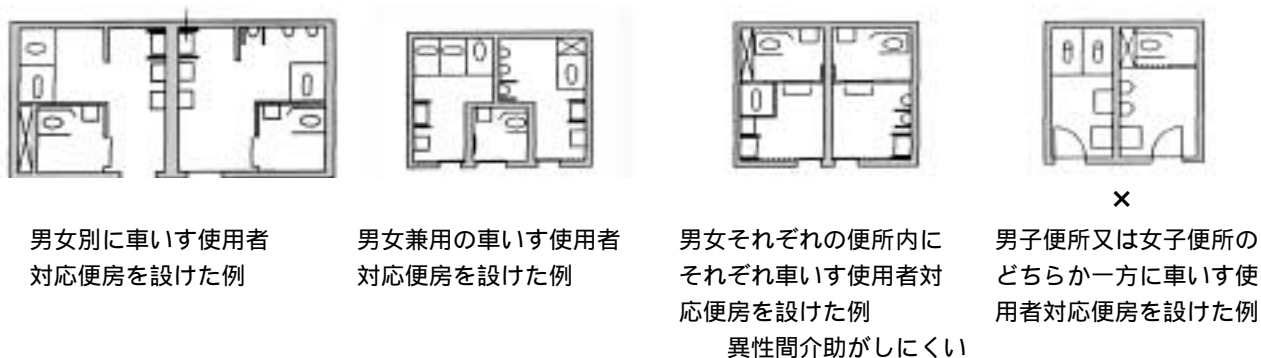
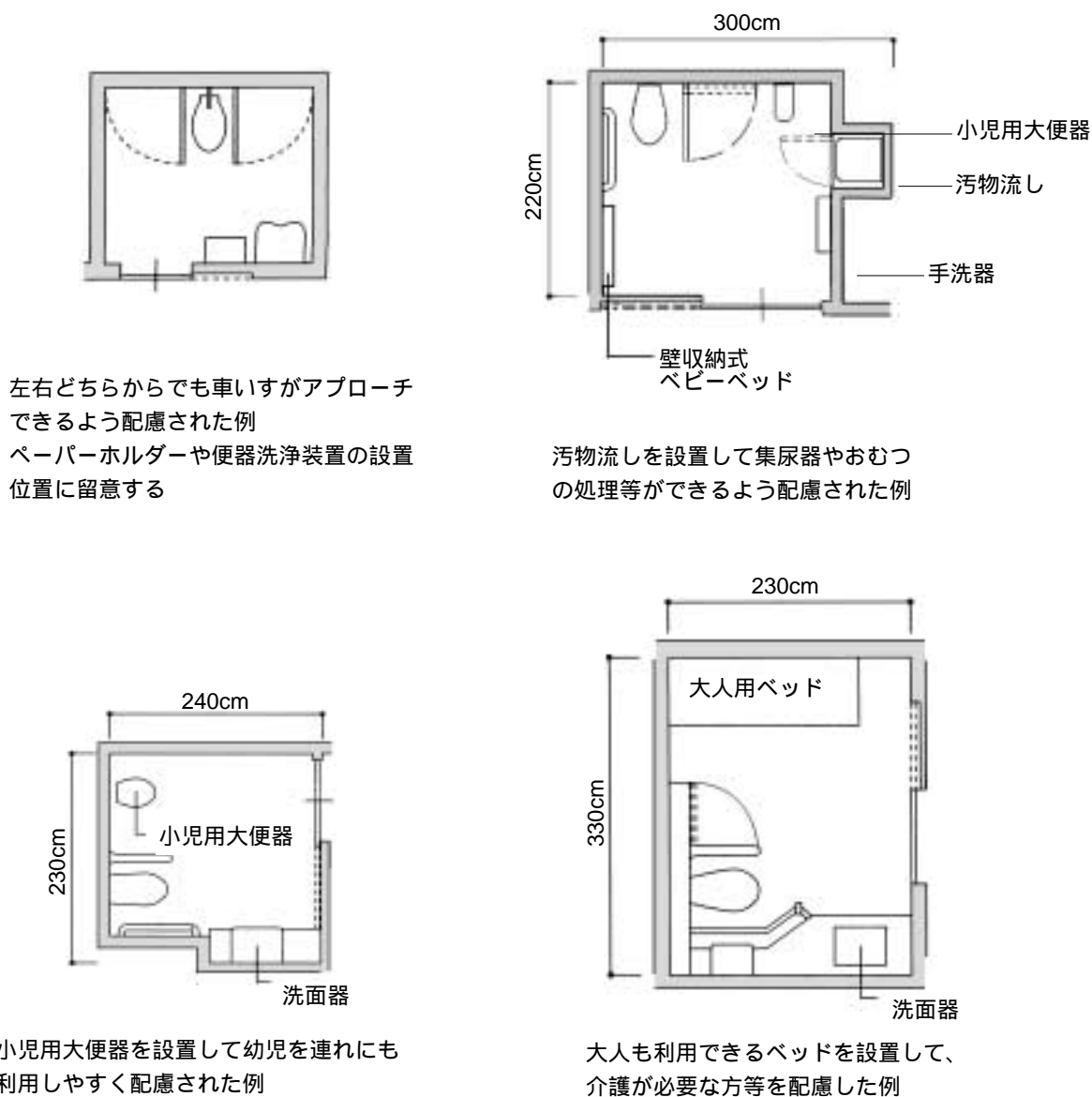


図 5 - b . 多目的に利用できる便房の配置例



多目的便房には、集尿器等やおむつの処理等ができるように汚物流しを設けたり、ちょっとした荷物を置ける棚や衣類掛け用のフック、ベビーチェア等があると便利である。また、便房内でお湯が利用できると、介護が必要な場合等に有効である。

## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

便房内の手すりは全体重を掛けて使用されることが多いので、取付を堅固にする。可動手すりの場合には、ぐらつきにくい構造を選択する。

## 整備基準

腰掛便座

## 解説（望ましい基準を含む）

車いすの座面と便器の高さは乗り移りを考慮して同じにするが、車いす座面高さは一様ではないため、便座の高さは概ね40～45cm程度とする。

小判型の身体障害者用の便座は、後始末の介助が必要な場合や便器へ前方から乗り移りするにはよいが、便座の幅が狭く安定した姿勢を保ちにくい等、利用者の範囲が狭くなるため一般的ではない。

洗浄装置は、手の届く位置に設け、大型のレバー式、くつべら式押しボタン、光感知式、床ボタン等操作しやすい形状とする。

便器は、車いすのフットレストが当たりにくいように便座の台座部が便器先端より引っ込んで空間に余裕があるものとする。

手すり

手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直および水平に設ける。垂直手すりは主に便器からの立ち上がりや身体の方向転換のために利用され、水平手すりは主に車いすからの乗り移りの際に利用される。

壁側にはL字型手すりを設け、便器をはさんで反対側には数段階の角度で固定できる可動手すりを設ける。手すりの水平部分は、車いすのアームレストと同じ高さが使いやすく、通常65～70cm程度の高さとなる。

手すりは、しっかり握ることのできる3～4cm程度の太さのもので、触ったときに冷たくない材質のものとする。

出入口幅

- 口 車いす使用者対応便房の出入口及び車いす使用者対応便房のある便所の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。

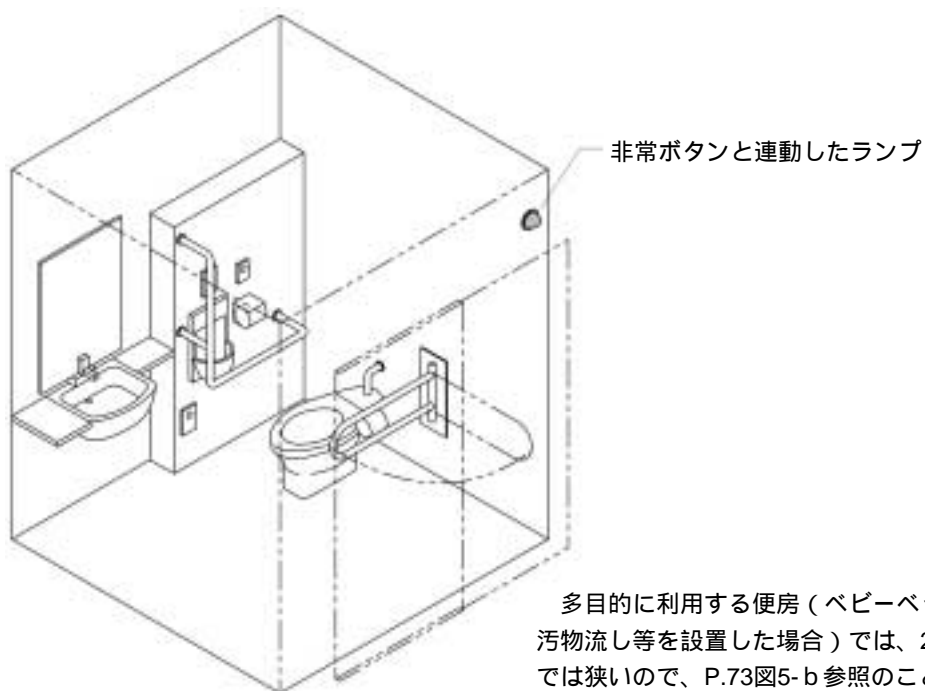
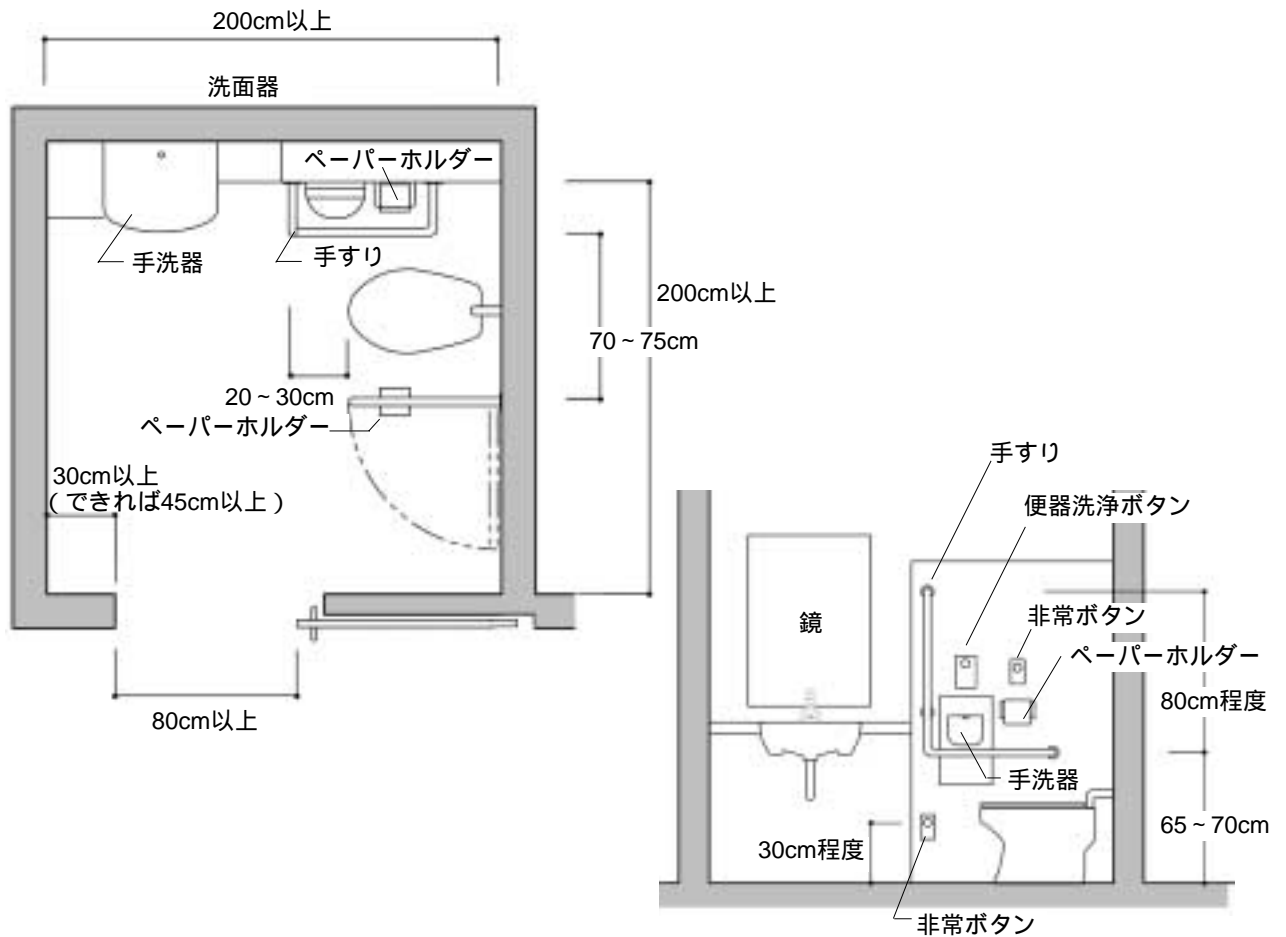
出入口幅の80cmは、車いすで通過できる最小限の寸法である。

出入口の状況によっては必ずしも直進での出入りができない場合もあるため、その場合には85cm以上を確保することが望ましい。

- ハ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が安全かつ円滑に開閉して通過できる構造とすること。

車いす使用者対応便房の戸は、引戸とする。  
引戸は、自動式とすることが望ましい。

図5-c.車いす使用者対応便房の配置例-1



多目的に利用する便房（ベビーベッド、チャイルドシートや汚物流し等を設置した場合）では、200cm×200cmのスペースでは狭いので、P.73図5-b参照のこと。

## 整備基準

## 解説（望ましい基準を含む）

## 段差

二 車いす利用者対応便所の出入口及び当該車いす利用者対応便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

## 床仕上げ

ホ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

便房のスペースが小さい等やむを得ない場合には、外開き戸とする。その際、袖壁を設ける等、戸の開きスペースを確保する。戸を内開きにすると、車いすが入室した後に戸を閉めるのが困難であり、かつ便房内で転倒した場合身体や車いすがじゃまになって、戸が開けられなくなるので避ける。

アコーディオン形式の戸等は、公共的施設での利用者のプライバシーを十分に確保することが難しいため利用にはあまり適さないが、やむを得ず利用する場合には、開閉時に戸が振れない工夫をし、施錠が簡単で、プライバシーも確保できる構造とする。

戸の把手は、引戸には通常棒状とする。

施錠装置は容易に操作でき、万一の場合には外側から開錠できる形状とする。また、外側に『使用中』の表示ができるようにする。

使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設置する。

便所の出入口については、1 建築物(1)出入口による。

段を設けない。床面を水洗いする等で出入口にレベル差が生じる場合には、車いすの通過に際して支障とならないように、すりつけやスロープを設ける。排水溝等を設ける場合には、利用者の支障のない位置に設け、車いす等の通行に際して支障とならないようにする。

水拭き又は水洗いができ、なおかつぬれた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。

図 5 - d .車いす使用者対応便房の配置例- 2

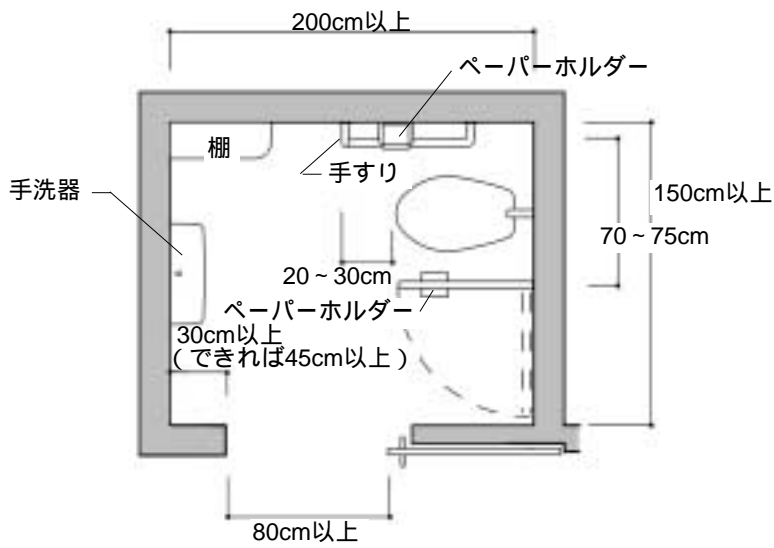


図 5 - e .高齢者等を配慮した便房の配置例

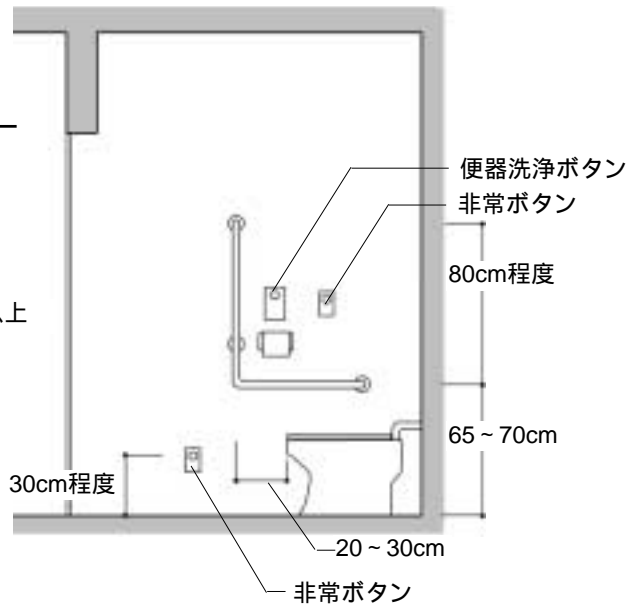
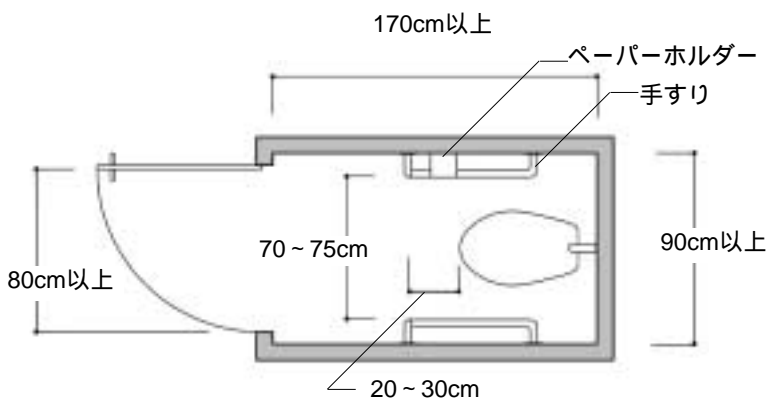
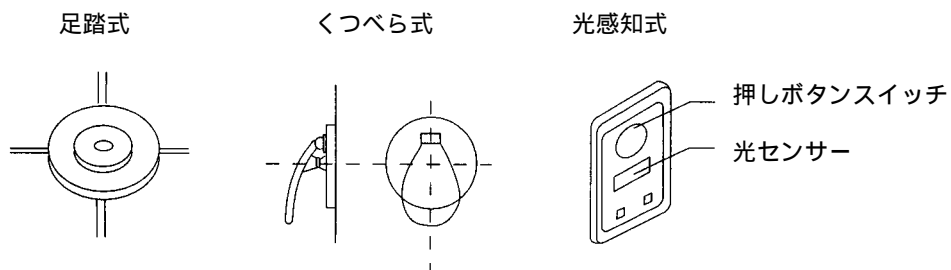


図 5 - f .フラッシュバルブ例



## 基本的な考え方(設計にあたっての配慮)

洗面器は、車いす使用者が利用するときは、ひざが洗面器の下に入り、かつ水栓金具が容易に操作できることが必要である。また、杖使用者にとっては身体を預けても安全な形状が求められる。

## 整備基準

## 案内表示

- へ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口付近に、車いす使用者対応便房を設けている旨及び誰でも使用できる旨を見やすい方法により表示すること。

## 洗面器

- ト 車いす使用者が安全かつ円滑に使用できる洗面器を1以上設けること。

## 解説(望ましい基準を含む)

車いす使用者対応便房は、車いす使用者のみでなく、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等、誰もが利用しやすいものであり、便房の入り口付近にはその旨を表示する。

便房内にベビーチェア、ベビーベッド、大人用ベッド、温水洗浄便座等の設備を設ける場合には、便房の出入口にその旨を表示する。

案内板には便所の位置を表示する。

非常用押しボタンには、ボタンに近接して点字などによる標示を行う。

便所の出入口は、点字による標示を行う。男女の区分があるときには、それぞれの出入口に点字による標示を行う。

洗面器(手洗い器も可とする。以下同じ。)は、車いす使用者が利用しやすい形状とし、洗面器の上端は76cm程度とする。その際、洗面器の下部に、膝が入りやすいように床から65~70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保する。

車いす使用者対応洗面器は、深さが浅いものが多いため、蛇口は水が跳ねない工夫を行う。

排水トラップは、車いす使用者の膝等がぶつからないように横引き(Pトラップ等)とする。

水栓金具は自動式やレバー式とし、簡単に操作できるようにする。水栓のレバーは、床から80cm程度とする。

車いす使用者対応洗面器の鏡は、下端を床から80cm程度の高さからなるべく上方に長いものを取り付ける。車いす使用者対応便房は、車いす使用者以外の多くの人も利用することが考えられるため、可動式のものを除き、傾斜鏡は使用しない。

車いす使用者対応便房内とは別に、一般に利用される便所内に歩行困難者の利用する洗面器を設けることが望ましい。この際の洗面器の上端の高さは80cm程度とし、両側にカウンター又は手すりを設ける(車いす使用者用の洗面器には手すりを設けなくてもよい)。

図 5 - g . 便房の標示例

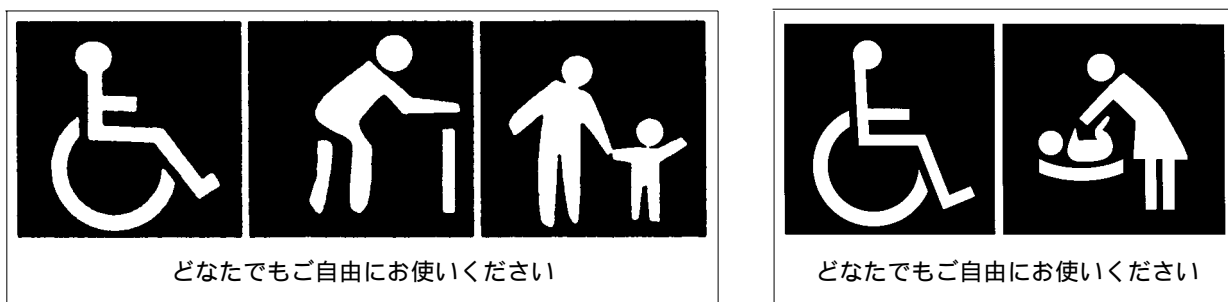


図 5 - h . 洗面カウンターの整備例

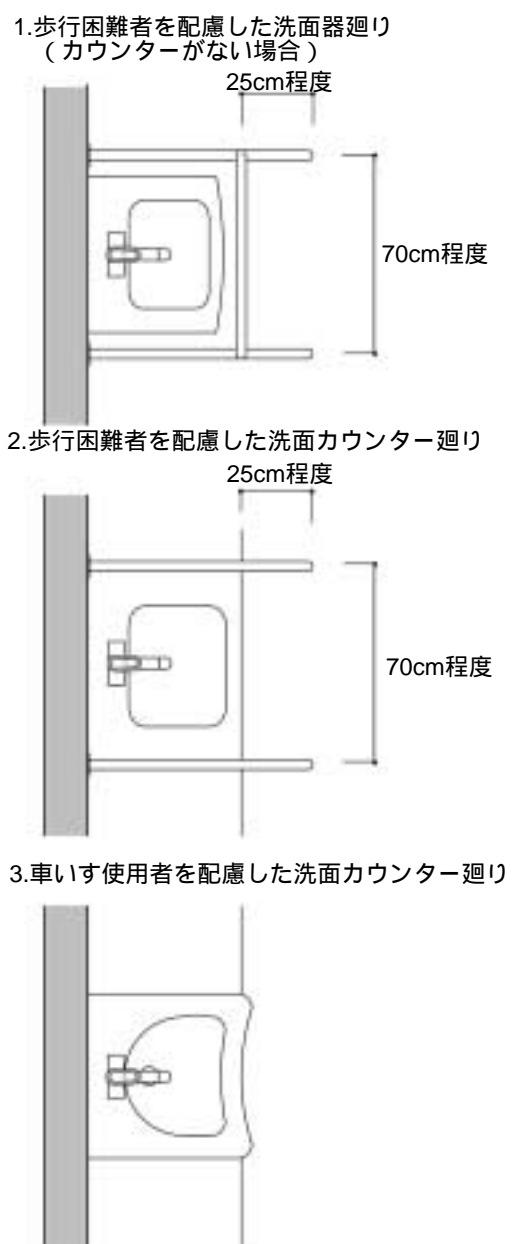


図 5 - i . 車いす対応洗面器

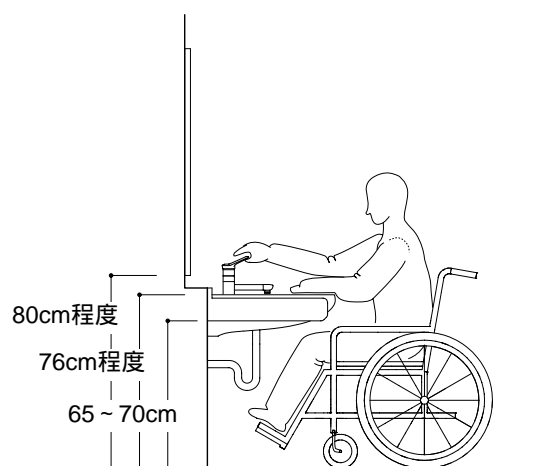
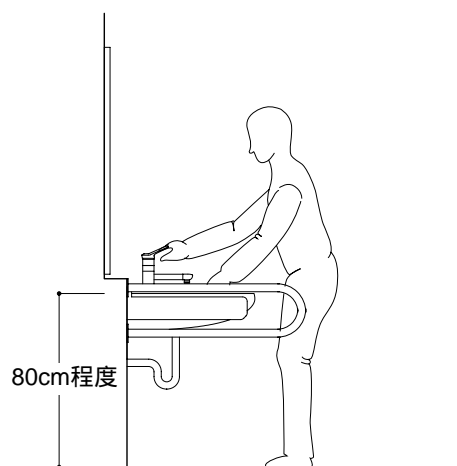


図 5 - j . 歩行困難者対応洗面器



## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

男性用小便器は、大きな床置きがだれもが利用しやすく、尿だれ防止のためにもよい。

小便器の手すりは障害による身体状況の違いによって設置位置が異なるが、ここでは比較的多く利用される形状を記している。

## 整備基準

## 小便器

2 公共的施設（共同住宅等を除く。）に利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、手すり付きの床置き式小便器のある便所を1以上設けること。

・その他  
非常通報装置

暖房設備

付帯設備

## 解説（望ましい基準を含む）

尿だれの汚れ防止や幼児や装着尿器使用者の利用を考慮して、小便器先端部が低い床置き式とする。最近では床置き式の欠点である床面の清掃性に配慮した先端部分（リップ）の低い壁掛け式小便器もある。

手すり付きの床置き式小便器は、便所の出入口から最も近い所に設置する。

小便器の手すりは、杖使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸当て用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造が必要となる。胸当て用の手すりは床から高さ120cm程度とし、壁からの出は、小便器上部の壁からの出を同じにする。手すりが壁から出すぎると、便器に近づきにくくなり、床面を汚すことになる。横の手すりは間隔60cm程度、高さは80cm程度を目安とする。

車いす使用者便房には、管理室等へ通報する非常通報装置を設ける。非常通報ボタンは、便座から手の届く位置及び転倒した場合にも手の届くような位置並びに紐式等として2ヶ所に設置する。

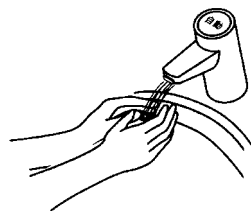
高齢者や障害者は、排尿・排泄に時間がかかることが多い。冬期間の寒さを考慮し、暖房を設置する。

脱いだ衣類や荷物等を置くための棚やフックを設けることが望ましい。その際、便房内での移動の妨げにならない位置に設置する。

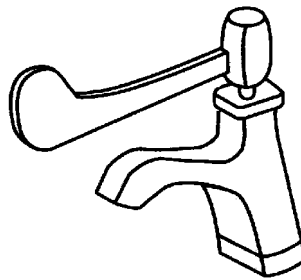
電動車いす等の大型の車いすが便房内で、回転できない場合に後退で退出することを配慮し、便房内に後方確認用の鏡を設けることが望ましい。



図 5 - k .使いやすい水栓の例

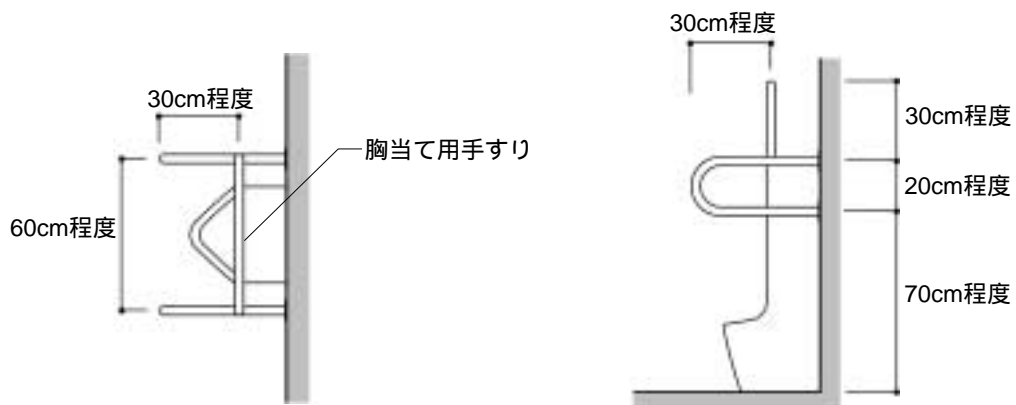


自動水栓器具



レバー式水栓器具

図 5 - 1 .小便器の整備例



## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

車いす使用者、杖使用者等歩行困難者が自己の日常生活の外出手段として最も便利なのが自動車である。したがって、どの建築物についても車いす使用者等用の駐車場を配慮する必要がある。また、車いす使用者等自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合とがあり、両方に対する配慮が必要である。

## 整備基準

1 利用者の利用に供する駐車場（共同住宅等に設けられるものを除く。）には、次に定める構造の車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。

## 位置

イ 車いす使用者対応駐車施設へ通じる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者対応駐車施設に至る経路（2に定める構造の駐車場内の通路又は(7)）1から3までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

## 寒冷期対応

ロ 建築物等からの落雪等がない場所に設ける等冬季間の積雪及び路面凍結等に十分配慮した場所に設けること。

## 幅員

幅は、350cm以上とすること。

## 標示

ニ 車いす使用者対応駐車施設を設けている旨を見やすい方法により表示すること。

## 通路

2 車いす使用者対応駐車施設へ通じる(1)に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、(7)1から3までに定める構造とすること。

## 解説（望ましい基準を含む）

建築物のできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入り口付近等）に、車いす使用者等が利用できる車寄せと専用駐車スペースを設けることが必要である。専用とする理由は、車いす使用者は荷物をもって移動することや傘をさして移動することが著しく困難であるからである。

地下式、立体式駐車場には、車いす使用者が利用可能なエレベーターを1か所以上設けることが望ましい。

やむを得ず、積雪や路面凍結等の心配がある場所に設けざるを得ない場合は、主たる出入口に接する部分に屋根若しくはひさしを、また、路面には消融雪装置を設ける。

幅350cmとは、自動車のドアを全開した状態で、車いすから自動車へ容易に乗降できる幅であり、普通車用駐車スペースに車いすが転回（180度方向転換）でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅140cm）を見込んだものである。

車いす使用者等用駐車スペースには、一般用駐車スペースと区分するため、車体用スペース床面に「国際シンボルマーク」を塗装標示するか、又は車止め付近に標識を設け、これらは運転席からも判別できる大きさとする。

図 6 - a.車いす使用者用駐車施設の整備例

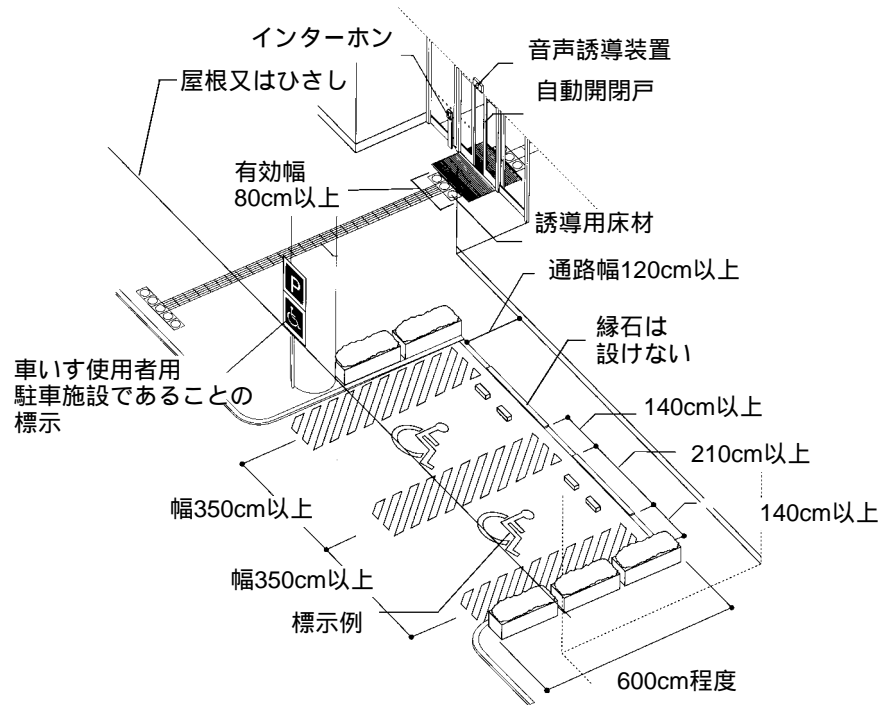
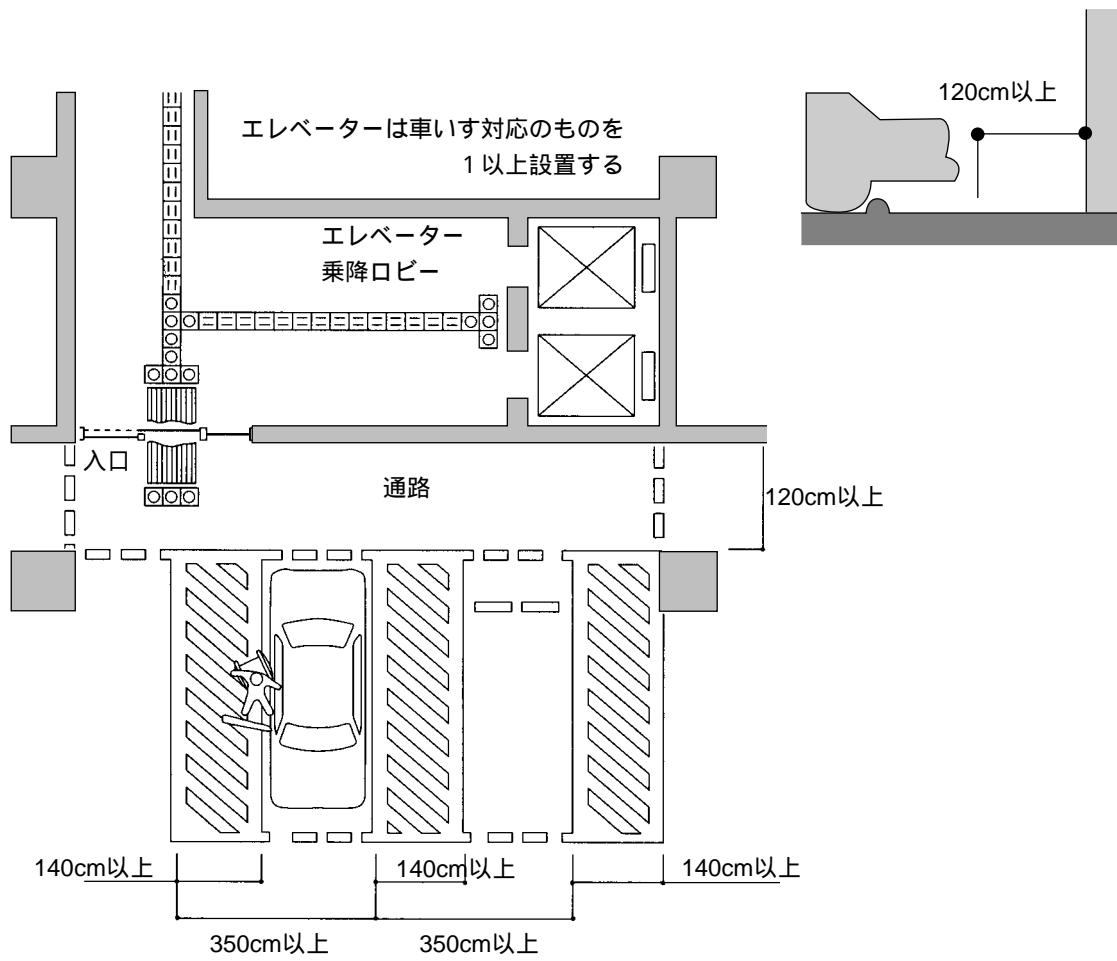
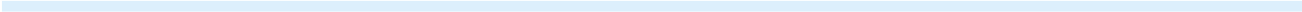


図 6 - b.車いす使用者用駐車施設の整備例



図6 - c. 屋外駐車場の整備例





## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

道路及び駐車場から建築物出入口までを結ぶ敷地内の通路は、ガードレールやスロープ等を設置して、車路との分離、十分な幅員の確保をすると共に、段差をなくし、高齢者や障害者等、すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう配慮する。

## 整備基準

利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

## 路面

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

## 段

- 2 段を設ける場合においては、当該段は、(3) 1 から 4 までに定める構造に準じたものとする。

- 3 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者対応駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(1)に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

## 有効幅

- イ 幅員は、120cm以上とすること。

## 解説（望ましい基準を含む）

雨掛かりによるぬれた状態、特に冬季間の凍結による滑り防止対応ができる材料の選択が重要である。

敷地内通路のような屋外歩行空間は、屋内空間に比べて移動の速度も早く、小さな段差でも危険が伴う場合があるので段差は設けない。

どうしても高低差が生じる場合は(2)の5に定める傾斜路を設ける。

幅員120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違うことができ、松葉つえ使用者が円滑に通行できる寸法である。

幅員135cmは車いすと歩行者が相対してすれ違うことができる寸法であり、可能な限りこの幅員にすることが望ましい。

降雪期に配慮すれば150cm程度とすることが望ましい。

図7 - a. 道路境界から出入口までの整備例

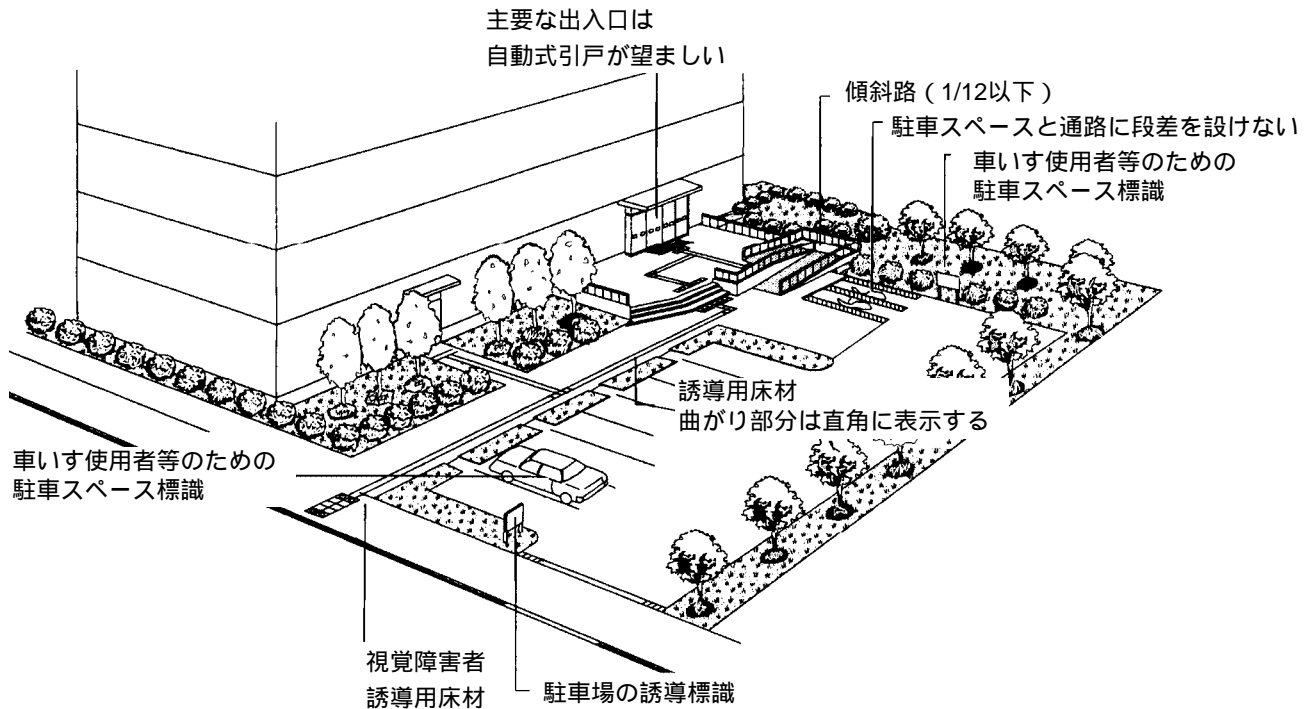
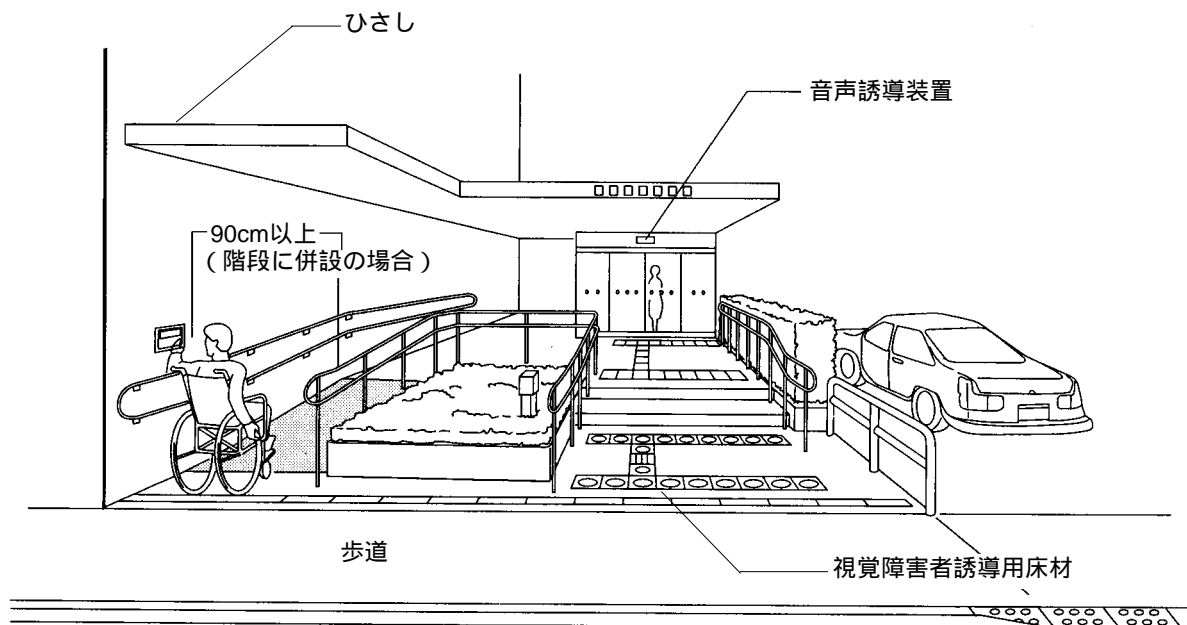


図7 - b. 建築物入口廻りの整備例



## 整備基準

## 高低差

□ 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

(イ) (2)5 のイからホまでに定める構造とすること。

(ロ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

(ハ) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。

(ニ) 必要に応じ、ひさしを設ける等積雪及び路面凍結時の通行に支障がないように配慮すること。

4 公共的施設（一般公共の用に供される自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

## 誘導用床材

イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

## 注意喚起用床材

□ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

## 解説（望ましい基準を含む）

止むを得ず排水溝を設ける場合は溝蓋を設け、杖や車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

敷地出入口から建築物までの通路には、視覚障害者誘導のための誘導用床材（滑り止め付き）を施設し、又は音声による誘導装置を設備し、安全歩行の確保に努める。

建築物がある敷地が広い場合などは、遠くからでも傾斜路の位置がわかるように案内標示をし、また必要に応じて手すりを設け、傾斜路の終始点には点字標示を行うものとする。

建築物の地理的特性によっては、凍結や積雪防止のための消融雪装置や上屋等を設けることが望ましい。



図7-c.敷地内通路の整備例

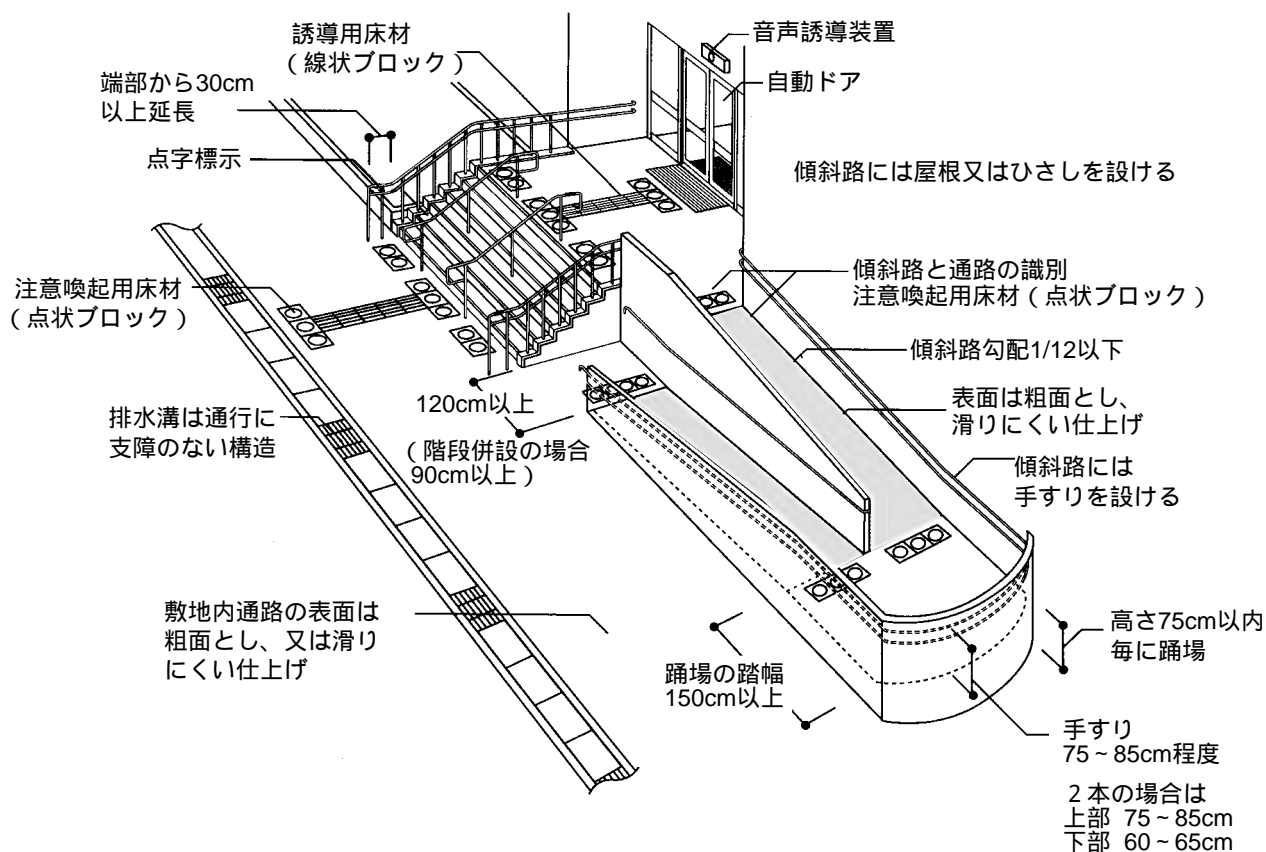


図7-d.車いすのキャスターの形状と大きさ

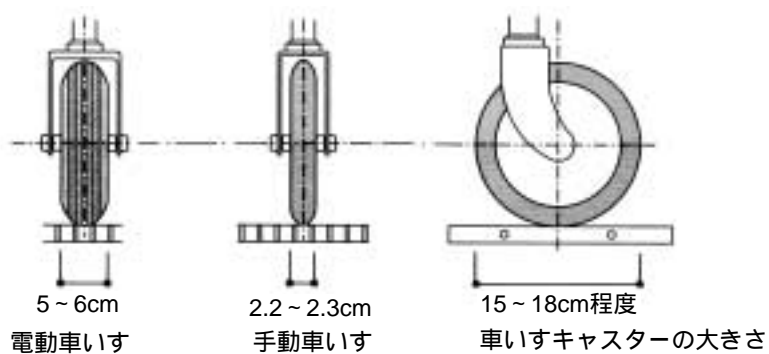
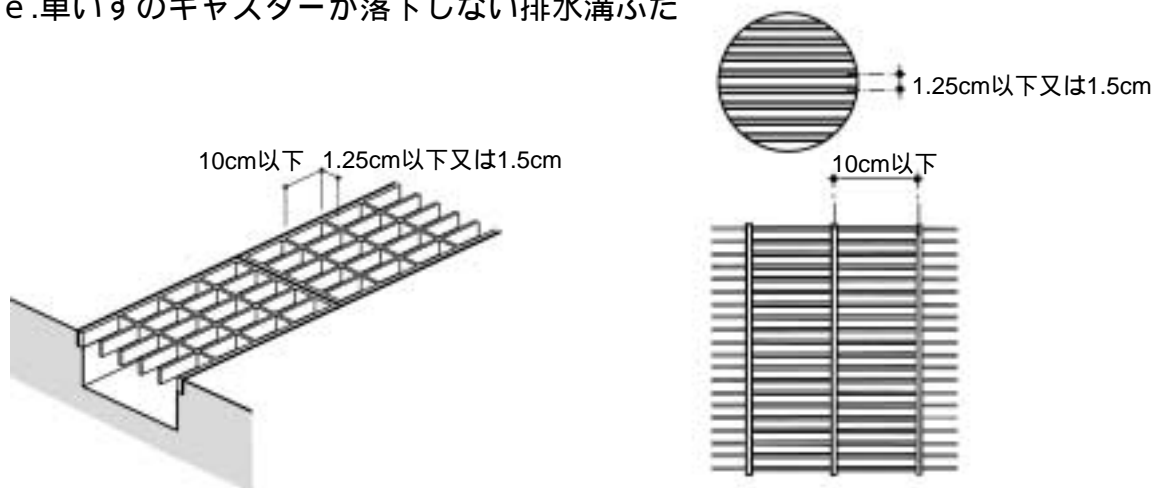


図7-e.車いすのキャスターが落下しない排水溝ふた



## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

社会生活の中での劇場、映画館、文化施設等の重要度をふまえ、障害者、高齢者等が利用しやすい客席、参加できる舞台構造、設備に配慮する。

## 整備基準

## 適用

1 利用者の利用に供する観覧席等（固定式のものに限る。）を有する公共的施設には、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を、観覧席等の総数が500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に2を加えて得た数以上設けること。

## 有効幅

イ 幅は90cm以上、奥行きは110cm以上とすること。

## 床面

ロ 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。

## スペース

ハ 車いす使用者席の後方に車いす使用者が容易に出入り及び転回ができる部分を設けること。

2 観覧席等のある室の(1)に定める構造の出入口から1に定める構造の各車いす使用者用席に至る通路のうち、1以上の通路は次に定める構造とすること。

## 有効幅

イ 幅は、120cm以上とすること。

## 解説（望ましい基準を含む）

設置が必要な車いす使用者用席は、次の算定方法以上とする。

500席未満 2席以上

500席以上  $(\text{席数}) \times 1/500 + 2$  席以上

（小数点以下切り捨て）

車いす使用者用席は出入口から容易に到達でき、またアクセスしやすいように通路と接し、かつ観覧しやすい席に設けるようにする。

複数の車いす使用者用席を設け、見る位置を選択できるようにすることが望ましい。

介護者の席を車いす使用者席に隣接して設ける。

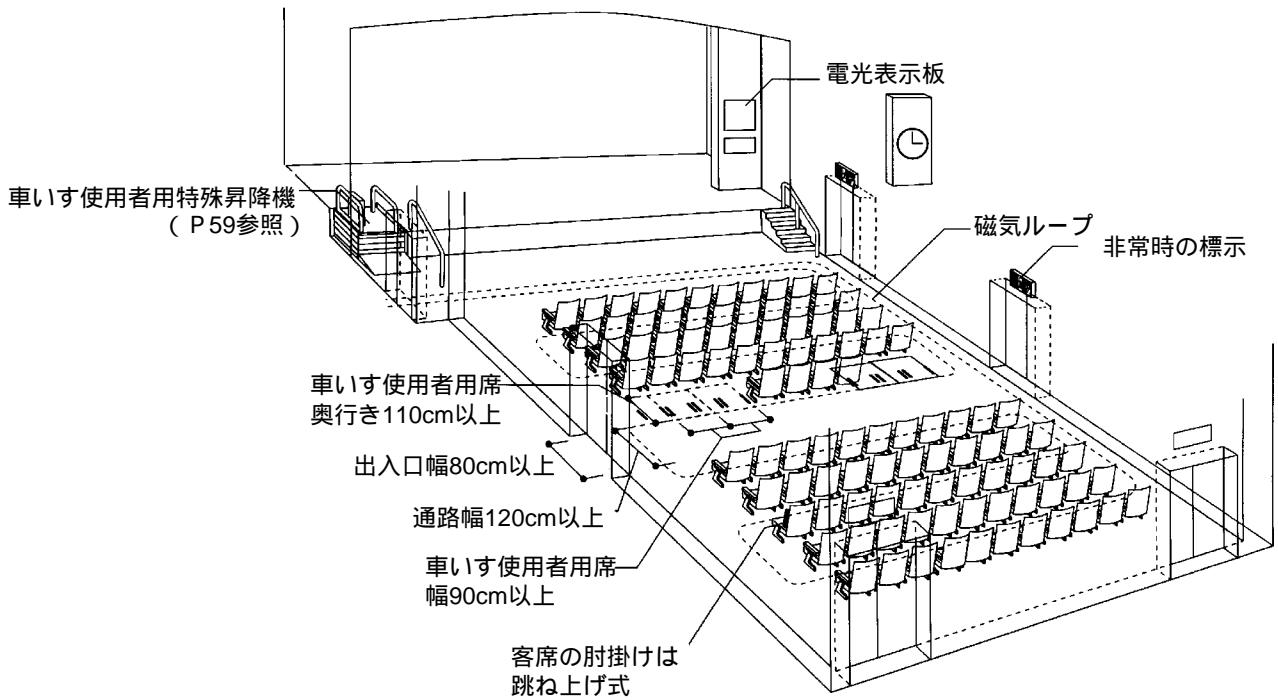
車いす使用者用席は車いすの寸法に余裕幅を加えたものである。

滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料と同一レベルとなるように敷き込む。

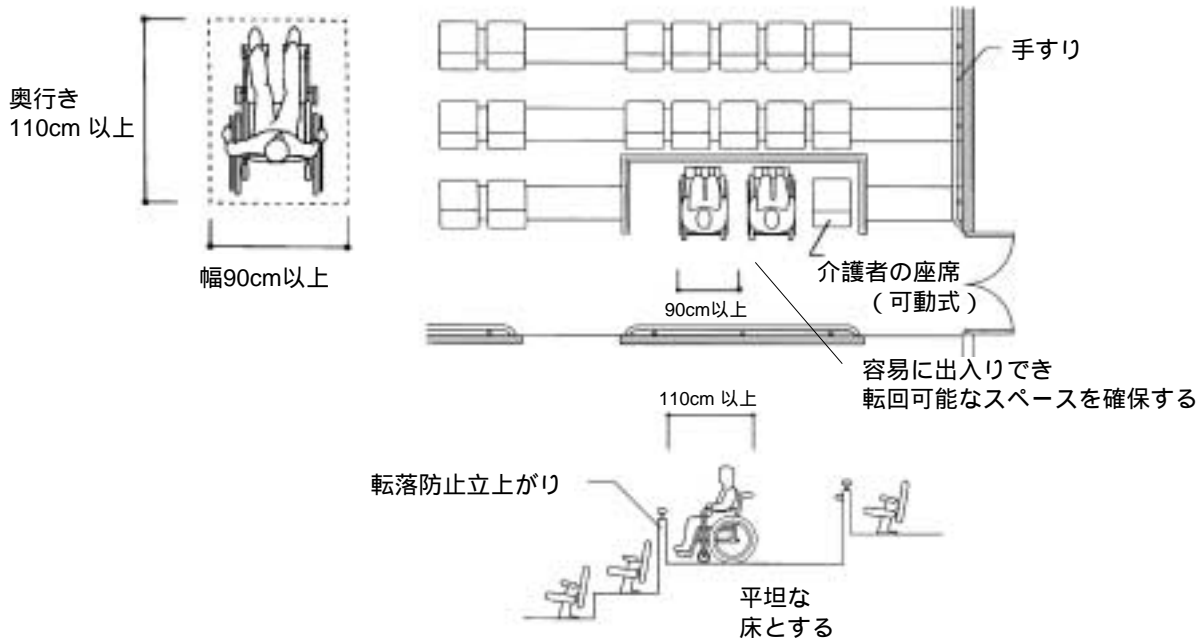
車いすが180度転回できるための有効幅は150cm以上である。

有効幅120cmは、車いす使用者と歩行者が横になって移動できる寸法である。

## 8 図- a .観覧席の整備例



## 8 図- b .観覧席の基本寸法



## 整備基準

## 高低差

□ 高低差がある場合においては、(2)5イ、ロ及びホに定められる構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。

3 聴覚障害者のための観覧席等を設ける場合においては、聴覚障害者用集団補聴装置等を設けること。

・その他  
客席

舞台等

## 解説(望ましい基準を含む)

傾斜路の有効幅は、内法を120cm以上(階段を併設するときは90cm以上)とし、勾配は1/12以下とし、床面は、粗面で、滑りにくい材料で仕上げる。

聴覚障害者用集団補聴装置には、磁気ループ、FM放送受信装置、赤外線送受信装置等がある。磁気ループとは、それから発生する電磁等を直接、聴覚障害者補聴器の誘導コイルでキャッチさせることにより、劇場等で遠く離れた音声を会場内の騒音に影響されずに音声だけを聞き取ることのできる装置である。

電子文字表示板等文字情報を表示するための設備を設けることが望ましい。

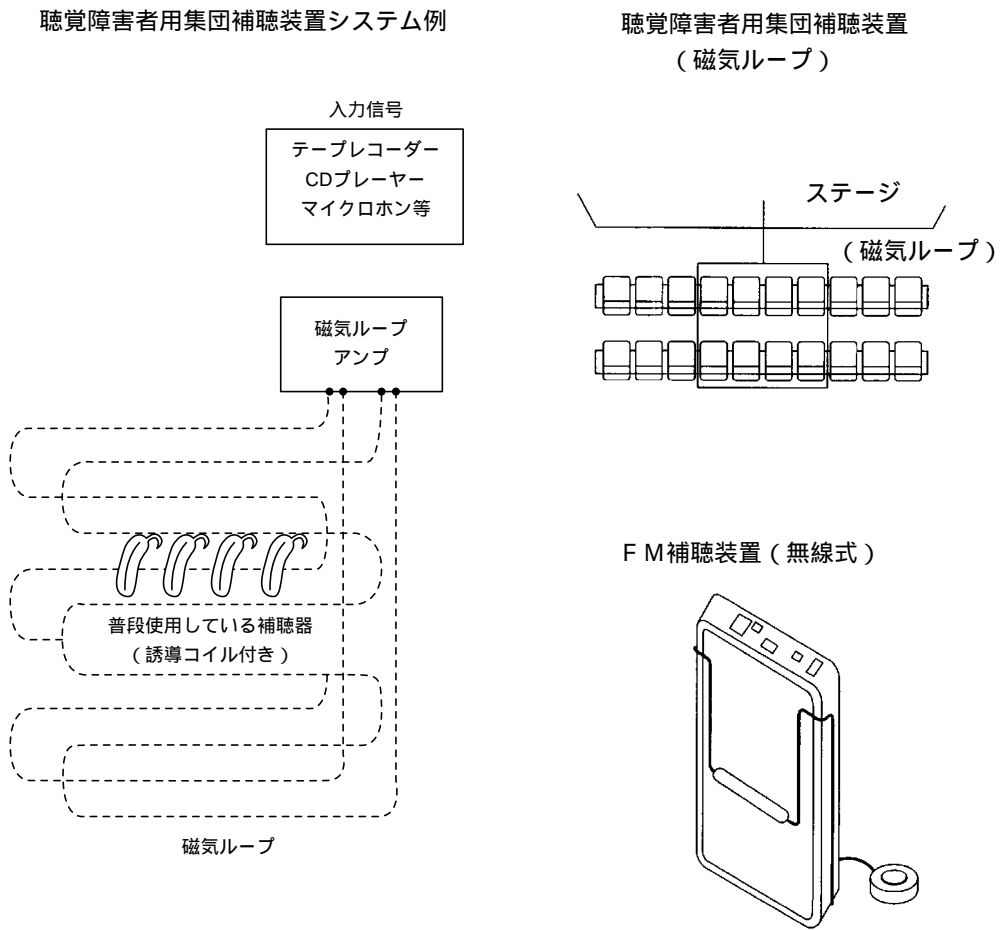
手話通訳スポット設備、OHP等が利用できる設備を設けることが望ましい。

字幕のスピードに追いつかない場合に備え、イヤホンで日本語放送を行える設備を設けることが望ましい。

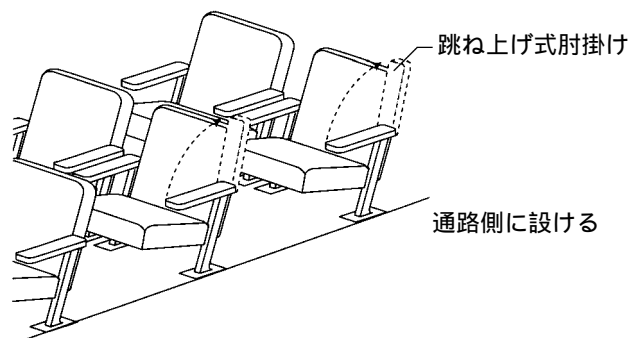
一般席の通路側のひじ掛けは、高齢者や障害者等が利用しやすいように、跳ね上げ式にすることが望ましい。

高齢者や障害者が出演、演出する場合にも配慮して、舞台、袖、楽屋等も利用できるように配慮する。特に、舞台へは容易に上げられるような動線の確保や、昇降装置を設置する。

8 図- c . 集団補聴器の例



8 図- d . 跳ね上げ式肘掛け



## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

浴室、シャワー室や脱衣室及び更衣室の構造及び設備等は、障害の特性や程度等により異なるため、建築物の目的や用途に対応する柔軟な配慮が必要である。ここでは基本的なスペースや設備について示す。

## 整備基準

利用者の利用に供する浴室等を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）においては、次に定める構造の浴室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

## 空間の確保

- 1 高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。

## 浴槽

- 2 浴槽、腰掛台、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとする。

## 腰掛台

## 手すり

## 解説（望ましい基準を含む）

浴室には車いすで浴槽へ接近できるスペースを確保する。

浴槽の回りには3方向から介助できるスペースを確保することが望ましい。

車いす利用者対応シャワー室は、車いすで転回できるように直径150cm程度の円が内接するスペースを確保する。

更衣室は、車いすで転回できる程度のスペースを確保するとともに、脱衣ベンチ等が設置できるようにする。

共同浴室は、必要に応じ浴槽内に階段を設ける。

個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け（腰掛台設置及び介助スペース）、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さと同じ40～45cm程度とする。

浴槽の床面は、滑りにくい仕上げとする。

腰掛台は、浴槽へ安全に出入りするのためのもので、高さ及び奥行きは浴槽と同じとする。一般的に、下肢に障害のある場合等に利用される。

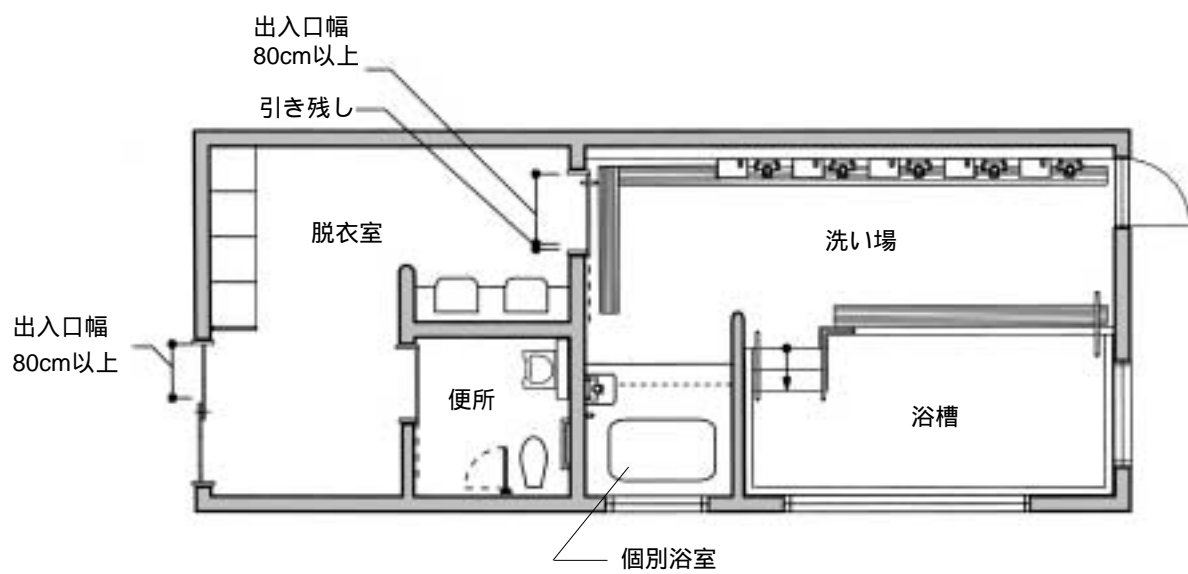
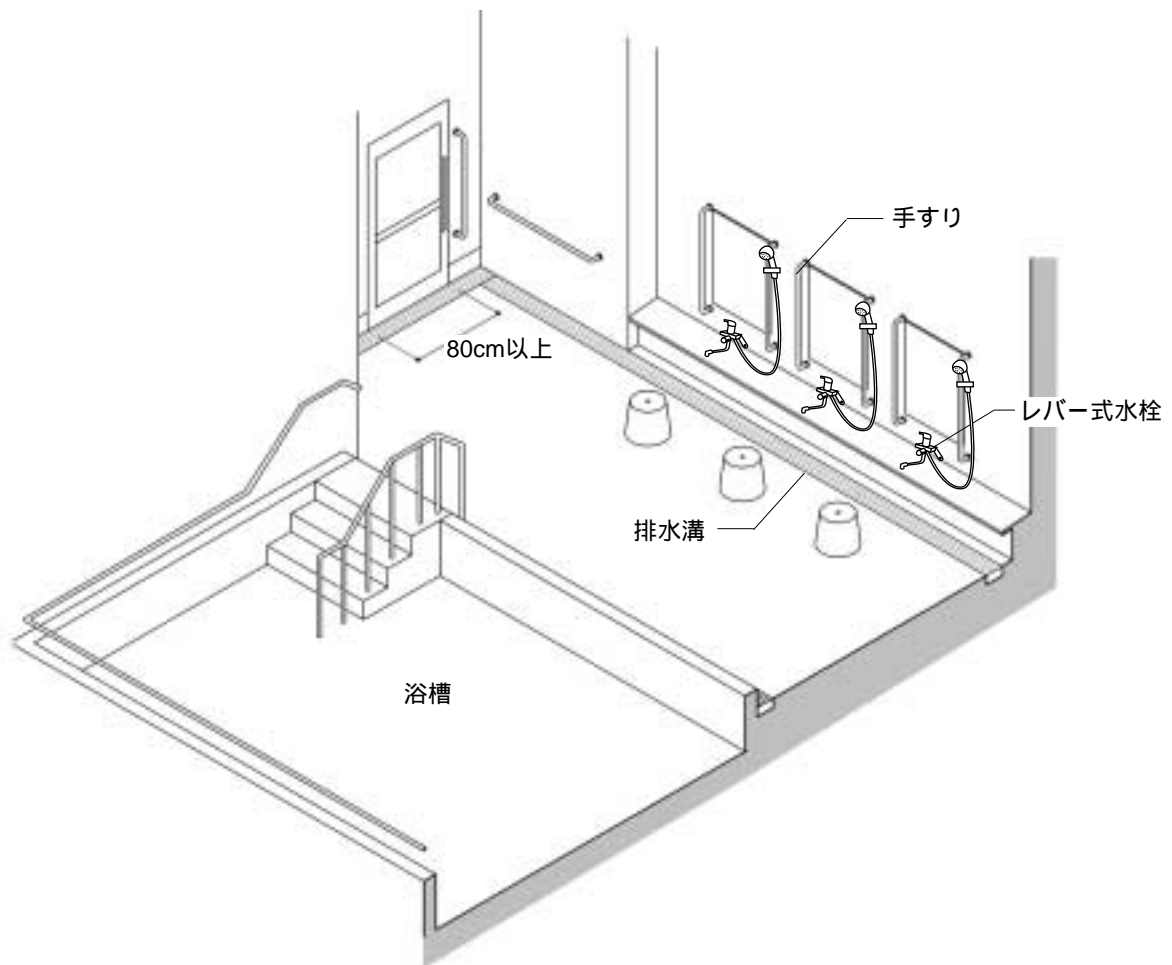
更衣室には、脱衣の際に腰掛けることができる台を設ける。腰掛台は、車いすの座面高さと同じ40～45cm程度とする。

移動を補助する水平手すりは、洗い場、浴槽や更衣室の周囲になるべく途切れることなく連続して設ける。

浴室等の出入口、浴槽の出入部や洗い場シャワー水栓前には、立ち上がりや身体保持を補助する縦手すりを設ける。

腰掛台を設けた場合には、浴槽の出入りを補助する水平手すりを、腰掛台及び浴槽の周囲に連続して設ける。

図 9 - a .共同浴室の整備例



## 整備基準

## 有効幅

- 3 浴室等の出入口の幅は、内法80cm以上とすること。

## 段差

- 4 浴室等の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

## 床仕上げ

- 5 床面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

## 水栓金具

- 6 水栓金具は、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が安全かつ円滑に操作できるものとする。

## 解説（望ましい基準を含む）

出入口幅の80cmは、車いすが通過できる寸法である。

水仕舞との関係を工夫し、出入口から浴槽又は洗い場等までの床面には、車いすでの通行の支障となる段差を設けない。段が生じる場合には、水はけに十分留意してすり付け、車いす使用者や高齢者の通行の支障とならないようにする。

浴室と脱衣室及び更衣室の段差を解消することによって、排水が脱衣室側へ流出するのを防ぐことが必要である。一般的には、浴室側の床面に大型の排水溝を設け、その上面に車いすのキャスターが落ち込まないように溝の隙間が0.7cm以下の溝ふたを敷設し、段差を解消するとともに排水の流出を防ぐ。この際、洗い場の水勾配はこの出入口の排水溝側とは反対方向にとる。

ぬれても滑りにくく、かつ転倒時や床面上を座位姿勢で移動する場合を配慮し、身体を傷つけない仕上げとする。

石けん水が床一面に広がらないように、排水溝や排水口の位置に留意する。

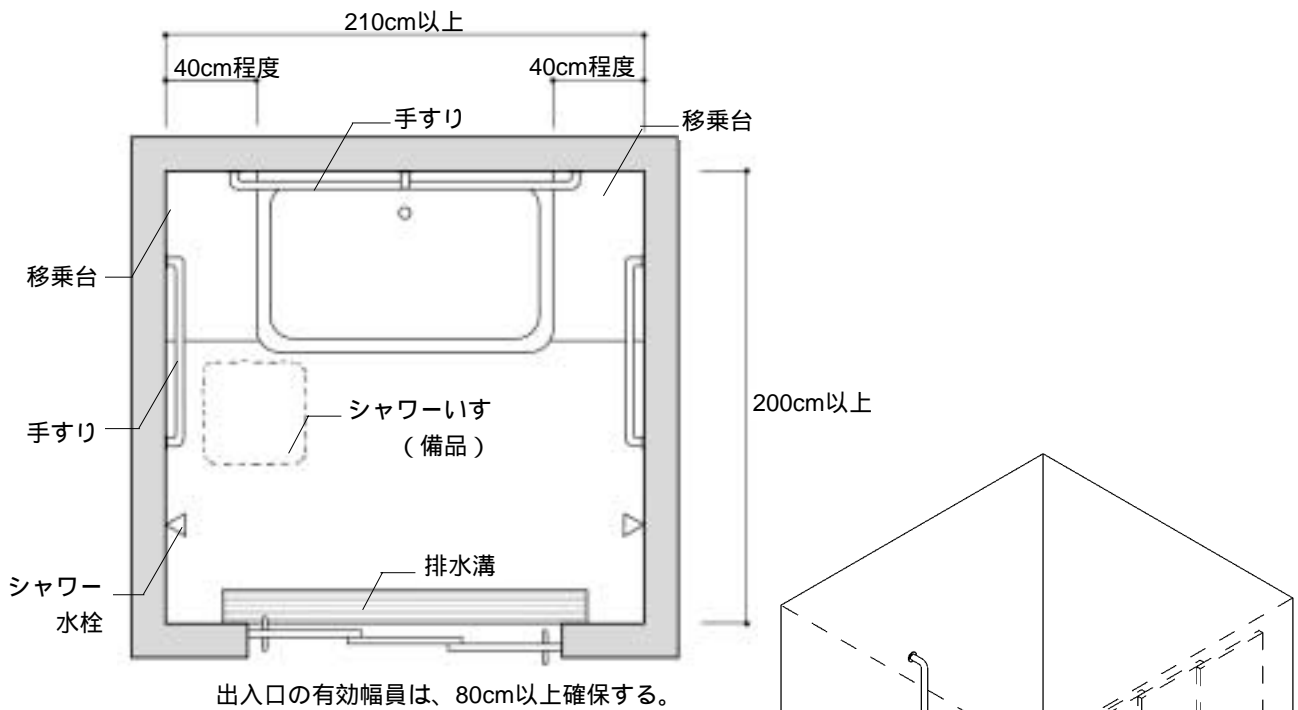
水栓金具は、手先が不自由な場合も簡単に操作できるようにレバー式等とし、また温水の調整が容易で安全なものとする。

浴室のシャワー及び水栓は、座ったままで利用できるようにし、シャワーヘッド掛けは使いやすい位置に上下2か所設けるか、可動式（スライド式）とする。

温冷水の区分等は、点字による標示を行うことが望ましい。



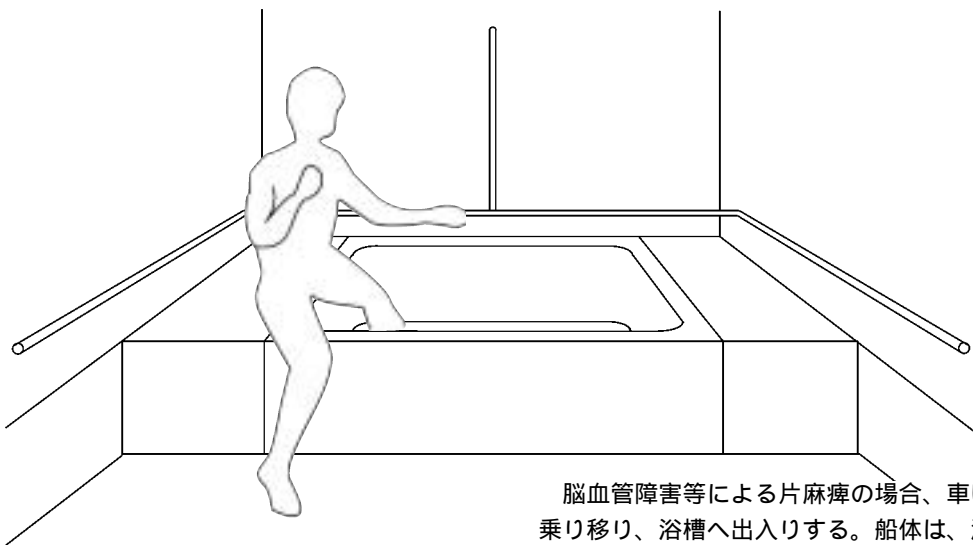
図9-b.個別浴室の整備例



浴槽の一端に車いすが横付けできるスペースや、介護者が付き添えるスペースを確保するとよい。また、シャワーいすや浴槽への移乗台等の備品を用意し、貸し出す等の配慮が必要である。

10～15cm

40～45cm



脳血管障害等による片麻痺の場合、車いすから一度移乗台へ乗り移り、浴槽へ出入りする。船体は、浴槽もしくはシャワーいす、移乗台で行う。障害による左右の使い勝手を配慮して、シャワー水栓は、浴槽の左右に設ける。

整備基準

その他  
非常通報装置

付帯設備

解説（望ましい基準を含む）

管理室等へ通報できる非常用押しボタンを設置する。その際、浴槽及び洗い場のどちらからも手の届く位置に設ける。

洗面器、棚等の付帯設備は、車いす使用者が利用しやすいように配置する。

車いす使用者の利用が多い施設ではシャワー用の車いすを用意することが望ましい。

図 9 - c . シャワー室、更衣室の整備例

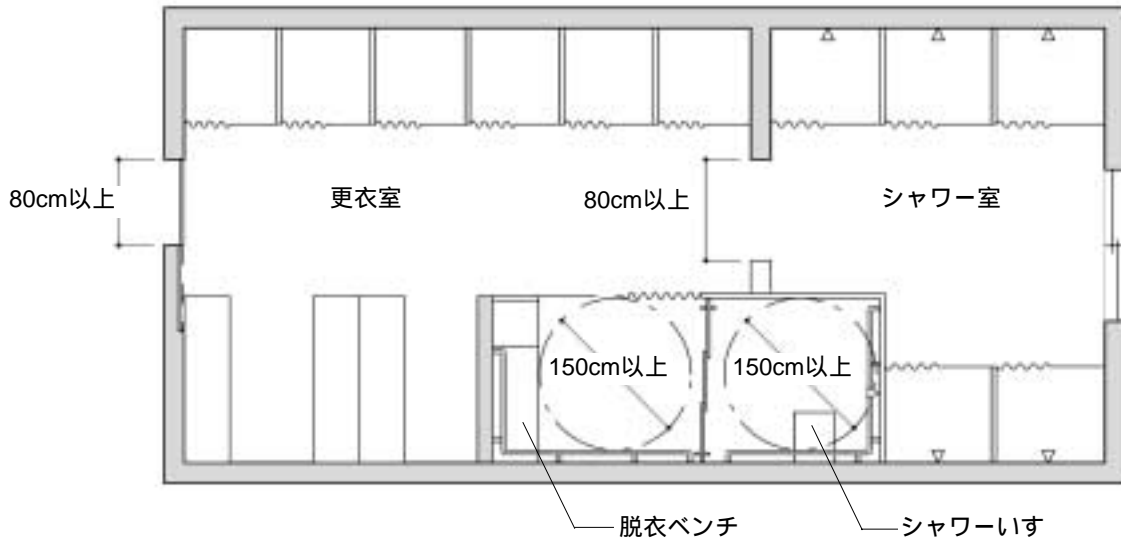


図 9 - d . シャワー室の整備例

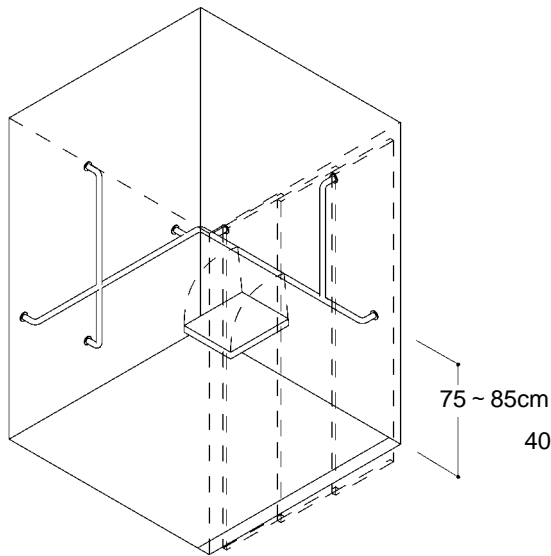


図 9 - e . 更衣室の整備例

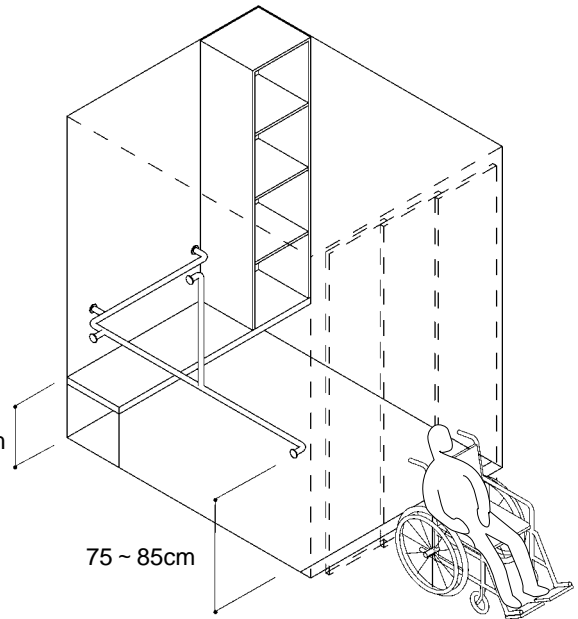


図 9 - f . 洗い場と脱衣室の段差解消例

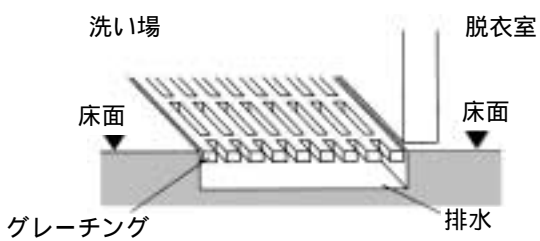
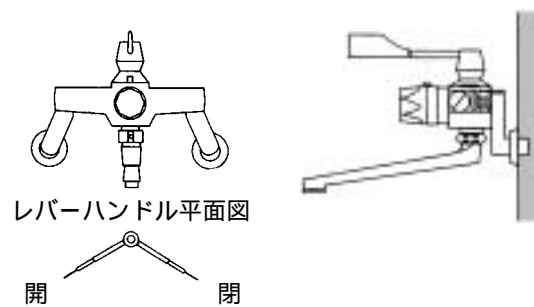


図 9 - g . 温度調節ダイヤル付水栓の例



### 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

高齢者、障害者等の外出、旅行等の増加に対応できるように、宿泊機能を持つ建築物には車いす使用者や視聴覚障害者等の利用に配慮した客室の整備を行う。その他の客室でも高齢者等が利用しやすいように、できる限りの配慮を行う。

障害者が利用する客室は、移動の困難性を考慮して、エレベーターの近く等、避難上有効な位置に設ける。また、視覚障害者や聴覚障害者の非常時の誘導、客室とのコミュニケーションの確保について配慮する。

### 整備基準

宿泊施設（床面積の合計が5,000平方メートル以上のものに限る。）の客室（宿泊用のものに限る。）のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。

空間の確保・手すり

- 1 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。

便所

- 2 (5)1イからホまでに定める構造の車いす使用者対応便所を設けること。

浴室等

- 3 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができる浴室及び脱衣室を設けること。ただし、当該客室のある宿泊施設に利用者の利用に供する(9)に定める構造の浴室及び脱衣室を設ける場合は、この限りではない。

非常通報

- 4 視覚障害者及び聴覚障害者に、音、光その他の方法により火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。

### 解説（望ましい基準を含む）

客室は、片まひ等障害による使い勝手を考慮して、左右反転のプランを各1以上設けることが望ましい。

ベッド廻り、出入り口廻り、便所・洗面・浴室には、車いすで移動や転回できるように直径150cmの円が内接する程度のスペースを確保する。

客室内の手すりは、移動用の横手すりや、出入口付近及びベッド付近には身体保持用及び立ち上がり補助用の縦手すりを必要に応じて設置する。

車いす使用者が円滑に利用することができるように十分な面積が確保された車いす使用者対応便所とする。

《その他の設備については1建築物(5)便所イからホによる。》

浴室との組み合わせ等により、車いすが転回できるスペースを確保する。

高齢者、障害者が安全かつ円滑に利用できるような十分な床面積が確保された浴室とする。

浴槽は背が寝すぎない形状のものとし、浴槽内での滑りを防ぐためにつま先が浴槽の前方壁に届くようにする。

浴槽の脇に車いすから乗り移ることができ、浴槽に滑りながら移動できる浴槽の縁と同じ高さの移乗台を設けることが望ましい。

非常呼出ボタンを洗い場及び浴槽から手の届く位置に設置する。

《シャワー水栓等その他設備については(9)浴室等6を参照》

聴覚障害者のための非常警報装置は、フラッシュライトや振動によるものがある。フラッシュライトの場合は目に付きやすい場所に設置する。またテレビはスイッチを切っただけでも非常警報を通報する装置をつける。

図10- a .客室の整備例

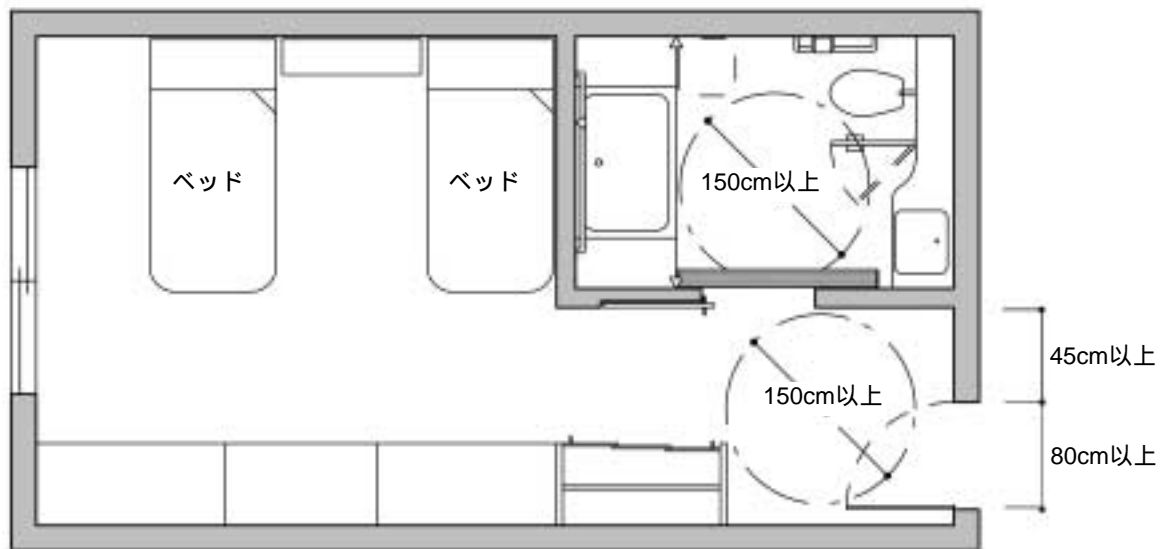
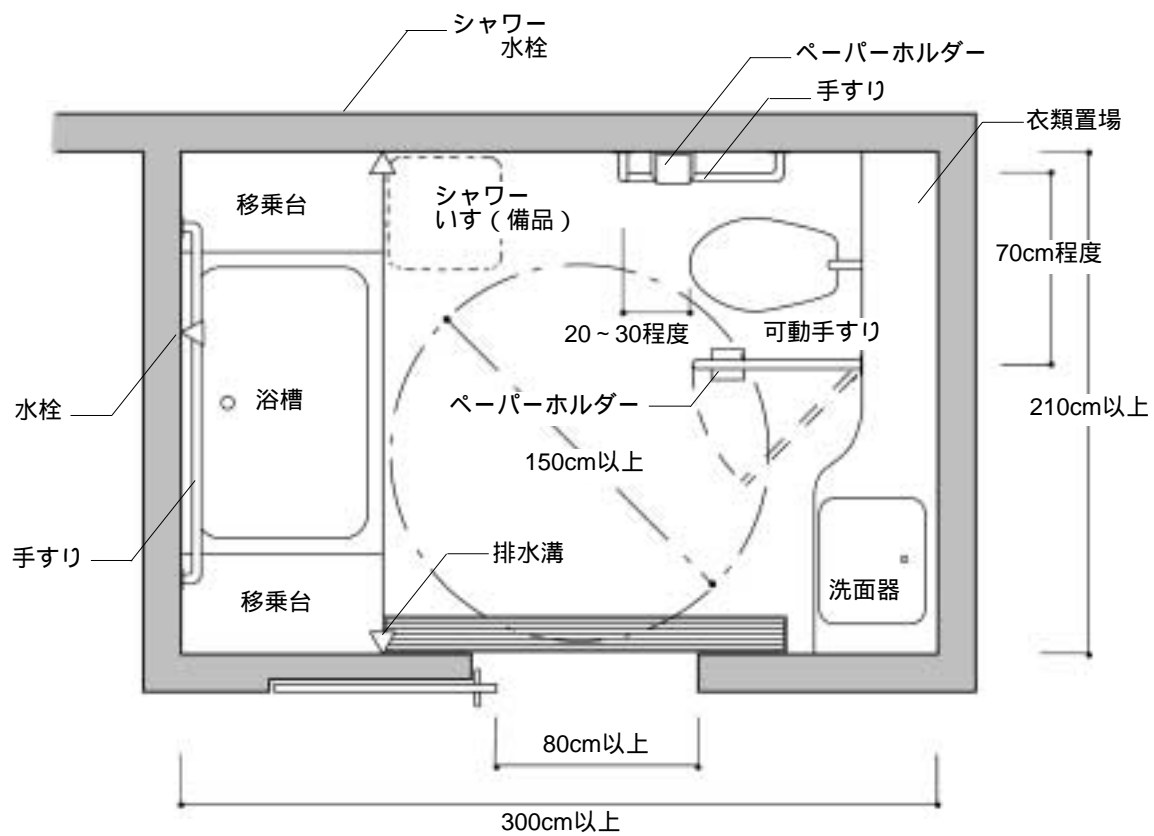


図10- b .水廻りの整備例



## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

障害者が利用する客室の備品類、コンセント、スイッチ等の設備は、身体機能や可動域等を考慮して、その設置高さや位置に配慮するとともに、利用しやすいものとする。

## 整備基準

・その他  
床面

扉

室名標示

ベッド

その他の諸設備

## 解説（望ましい基準を含む）

床の仕上げは、車いすでの操作が困難になるため、毛足の長い絨毯を敷設することは避ける。

扉の把手は、障害者や高齢者が利用しやすい190cm程度の高さで、握りやすいレバー式や棒状のものとする。

手動開き戸の場合、開閉速度を調節できるようにドアチェックを設けるとともに、袖壁と開閉のためのスペースを確保する。

部屋番号が視覚障害者にわかるように、番号（算用数字）を浮き出したものにするか、点字標示することが望ましい。

車いすからの移乗のしやすさなどを考慮してベッド使用を基本とする。ベッドの高さは、車いすの座面高さと同程度の40～45cm程度とする。

ベッドは、介助者を考慮して2以上確保する。

ベッドの下部は、車いすのフットレストが入るようなスペースを設ける。

ヘッドボードは、マットレス上面より30cm程度の高さとし、寄りかかりやすい形状のもthingすることが望ましい。

コンセント、スイッチ、収納棚、洋服掛け等は、車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。

スイッチ等には、近接して点字標示を行うことが望ましい。

カーテン等は、利用しやすいように紐をつけるか、電動式とすることが望ましい。

照明はベッド上からも操作できるものとし、なるべく明るいものとするが望ましい。

聴覚障害者に配慮した電話機やファックスや目覚まし時計を設ける。また、フロントに聴覚障害者用機器を配備し、客室に持ち運ぶことができれば、他室でも利用できる。

客室内の聴覚障害者を廊下から呼び出すための設備（フラッシュライト、振動等）を設ける。無線式振動呼出器をフロント等に用意することが望ましい。

図10- c .ベッドの高さ、間隔の整備例

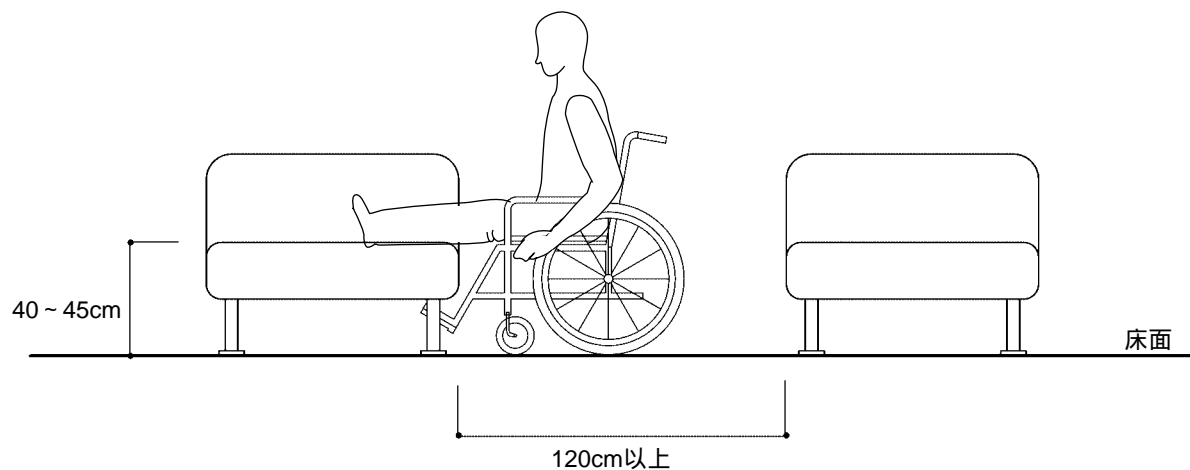
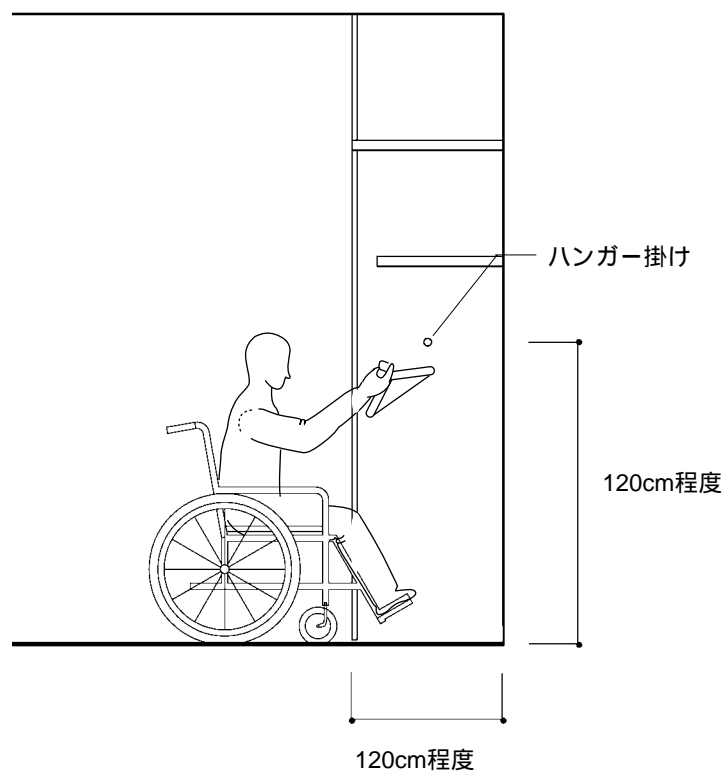


図10- d .クローゼットの整備例



参考：高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン  
(平成8年3月国内観光促進協議会 高齢者・障害者旅行促進事業WG報告書) 参照  
(一部改定)

## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

受付カウンターや記載台は、高齢者や障害者等が使用しやすいよう、物品の受け渡し、筆記による対応や対話による応対等の内容に応じて仕様を検討する。

## 整備基準

利用者の利用に供する受付カウンター等を設ける場合においては、次に定める構造の受付カウンター等を1以上設けること。

## 高さ

1 車いす使用者の利用に配慮した高さとする  
こと。

## けこみ

2 下部に車いす使用者が利用しやすい空間  
（以下「けこみ」という。）を設けること。

## 解説（望ましい基準を含む）

受付カウンターや記載台（受付カウンター等）を設置する場合には、高齢者、障害者等が使用しやすい形状、位置に配慮する。

カウンター高さは、75cm程度とする。

受付カウンター等の下部には、車いすのフットレストが入る奥行き45cm程度、高さ65～70cm程度の空間（けこみ）を設ける。

車いす使用者が近接できるように、カウンター等の前には直径150cm程度の車いす回転スペースを確保する。

車いす使用者以外が利用するカウンターは、その使用目的に応じて、高さに配慮する。

立位で使用するカウンターは、身体の支えとなるよう床及び壁にしっかりと固定し、必要に応じ手すりを設ける。

銀行、病院等の呼び出しカウンターには、音声によるほか、聴覚障害者用に電光掲示板を併せて設置することが望ましい。



図11-a.受付カウンターの基本寸法

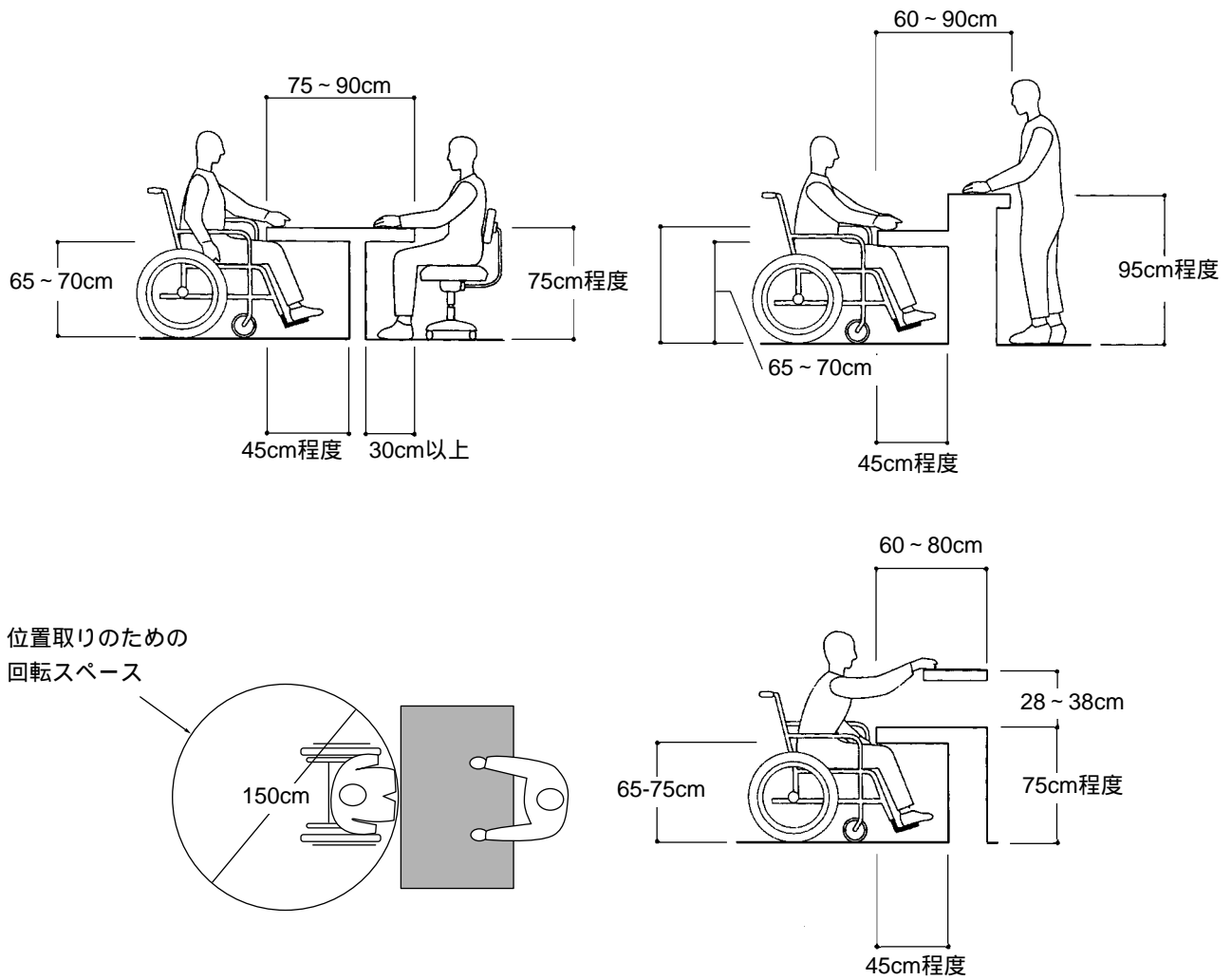
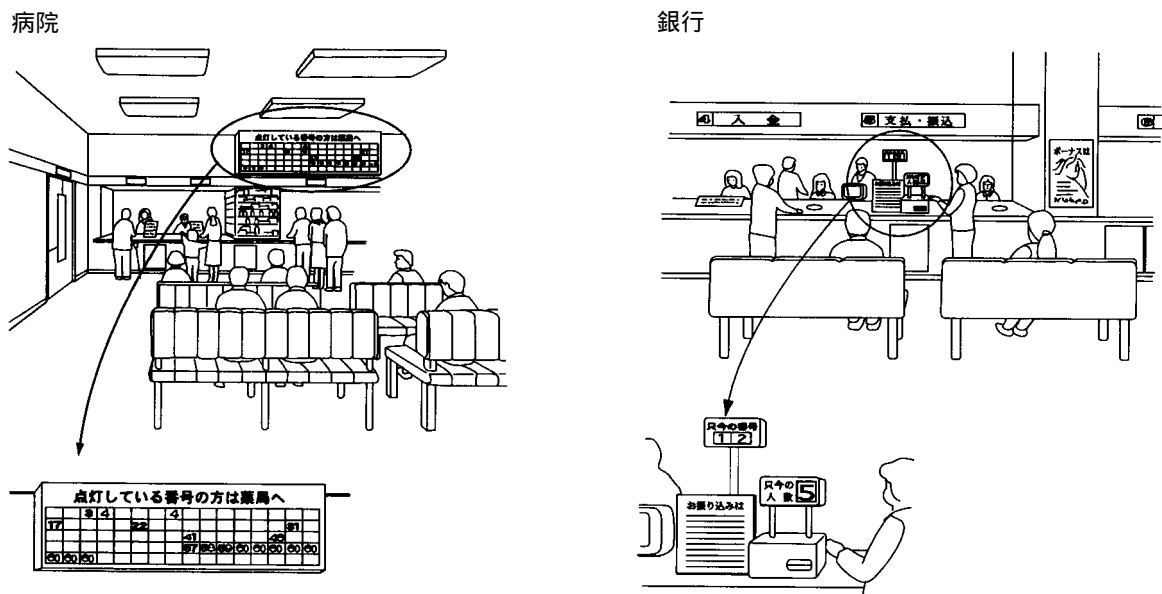


図11-b.電光掲示板による呼出カウンターの整備例



## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者及び高齢者等が利用できる公衆電話は、玄関ホール等のわかりやすい場所に設置する。

## 整備基準

公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とすること。

## 電話台

- 1 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部にけこみを設けること。

## 出入口

- 2 公衆電話所に出入口を設ける場合においては、当該出入口は(1)に定める構造に準じたものとする。

## 解説（望ましい基準を含む）

車いす使用者が利用する電話台の高さは、台の上端で75cm程度とし、下部に高さ65～70cm程度、奥行き45cm程度の空間（けこみ）を設ける。

受話器及び電話ダイヤル、又はプッシュボタンの中心位置の高さは、車いす使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるよう、90～100cm程度とする。

障害者の利用可能な電話機を設置した場合には、総合案内板等のわかりやすい位置にその旨を表示する。

電話機の周囲には、車いす使用者が近づきやすいよう十分なスペースを確保し、段差その他の障害物を設けない。

つえ使用者等の歩行困難者のために、身体を支えたり、つえ等を立てかける手すり、フック又は壁面を設置する。

難聴者に対応した電話機やファックス等を設けることが望ましい。

テレフォンカード挿入口や金銭投入口等には、点字による標示をすることが望ましい。

《1建築物(1)出入口による。》

図12- a .公衆電話台の整備例

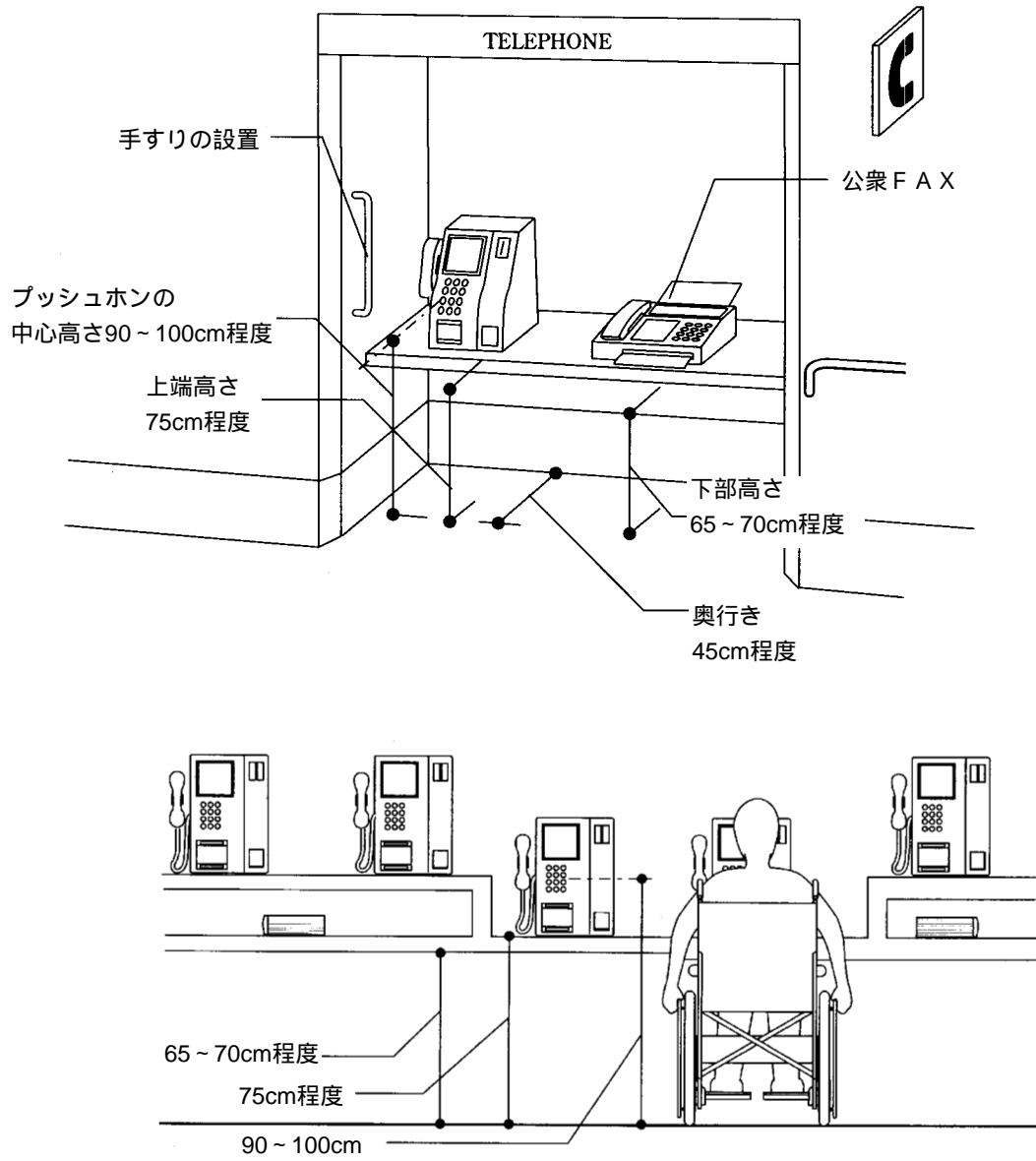


図12- a .電話案内の例



右側は聴覚障害者へのサービスを示すシンボルマーク

## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

券売機、自動販売機および現金自動預払機(ATM)等は、設計段階で設置場所を計画し、高齢者や障害者などが使用しやすい位置で、かつ通行の支障とならないように配慮する。

## 整備基準

券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。

## 高さ

- 1 金銭投入口の高さ、けこみ等の車いす使用者が安全かつ円滑に利用できるよう配慮したものとする。

## 視覚障害者への配慮

- 2 運賃等を点字で表示する等視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように配慮したものとする。

## 設置位置

- 3 直接地上へ通ずる出入口から当該券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路は、(7)4イ及びロに定める構造とすること。

## 解説（望ましい基準を含む）

金銭投入口、運賃ボタンおよび切符出口の高さは、130cm以下とする。また、車いすが接近しやすいように、カウンター下部に高さ65～70cm程度および奥行き45cm程度のけこみを設ける。

金銭投入口、運賃ボタン等には、視覚障害者が利用しやすいように、点字による標示をする。

音声案内装置を併設することが望ましい。

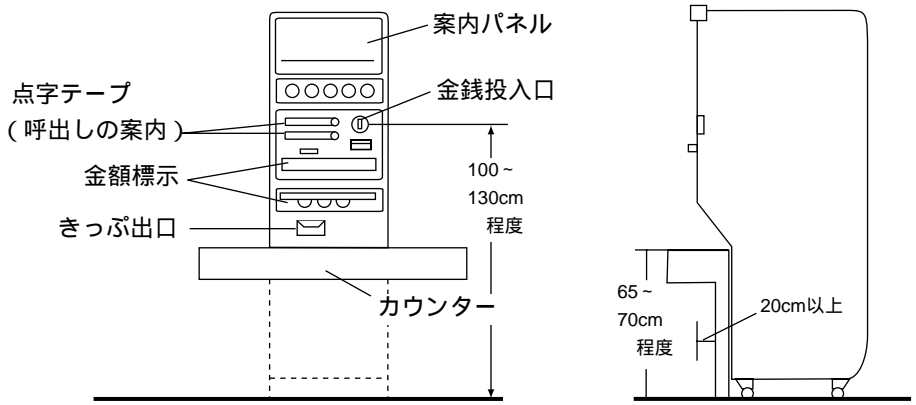
《1 建築物(7)敷地内通路4イ及びロによる。》

点字表示された機種は、改札口にできるだけ近い位置に設置する。

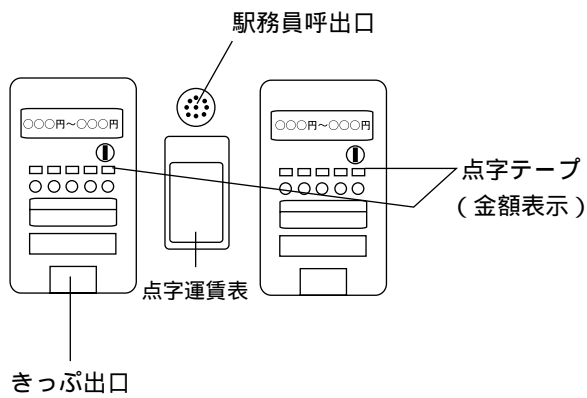
視覚障害者注意喚起用床材と、券売機カウンターの間隔は30cm程度とする。

図13- a .券売機等の例

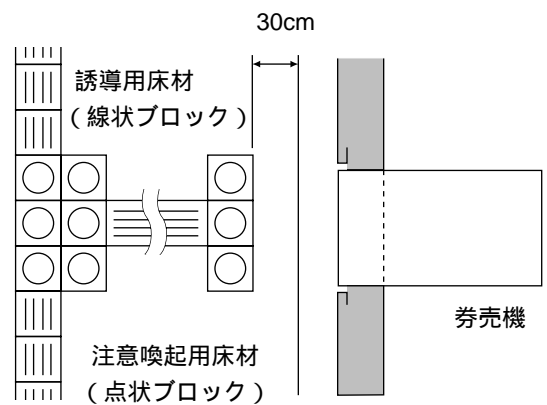
券売機の設置例



点字運賃表の標示例



券売機への誘導



## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

高齢者や障害者等が目的の場所に到達できるよう、障害の特性等に応じた案内又は標示を行う。

標識等の設置は、車いす使用者、幼児や高齢者もわかりやすく、視覚障害者等の歩行の妨げとならないように設置位置や高さ等に配慮する。また、照明や採光にも併せて配慮する。

## 整備基準

案内標示を設ける場合においては、主要な案内表示の高さ、文字の大きさ及び表示の内容に配慮して、高齢者、障害者が安全かつ円滑に利用できるものとする。

## 解説（望ましい基準を含む）

文字は、大きく太い書体（例：太ゴシック）がよく、必要に応じ、ふりがなやローマ字を併用する。

案内標示面の高さは、床面より50～200cm程度の範囲とする。

夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設けたり、逆光や反射グレアが生じないように案内板の仕上げや、設置位置や照明に配慮する。

突出型の室名札を設ける場合には、視覚障害者等の支障とならない位置（高さ200cm程度）に設ける。

通路等に案内標示を設置する場合は、通路の幅員に配慮し、視覚障害者の通行の支障とならないように設置する。

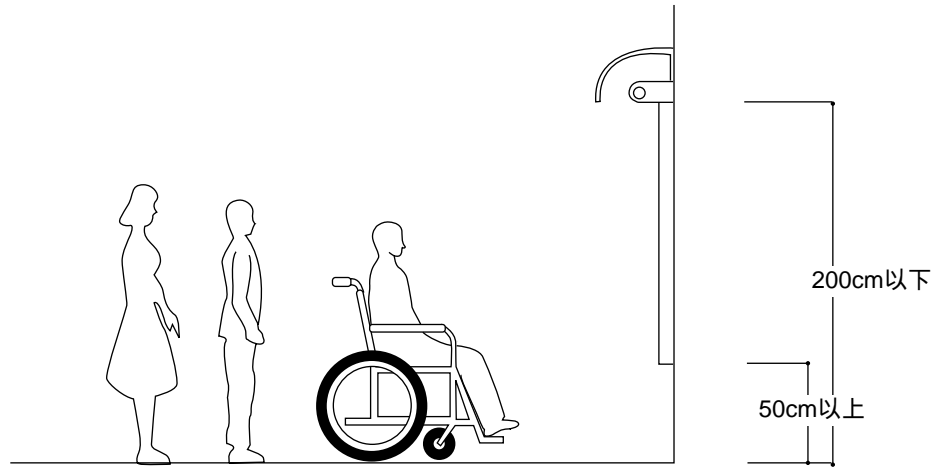
案内標示の前には、直径150cm程度の車いす使用者が転回できるスペースを設ける。

必要に応じ触知図による案内板を設置することが望ましい。

標示板の位置を知らせるための誘導鈴を設けたり、音声案内又は放送による案内を行う。

呼出を行う窓口にあっては、音声によるほか、電光掲示等に配慮する。

図14- a .案内標示の設置例



案内標示板の中心は目線の高さ (130cm)程度とする

図14-b.触知図の設置例

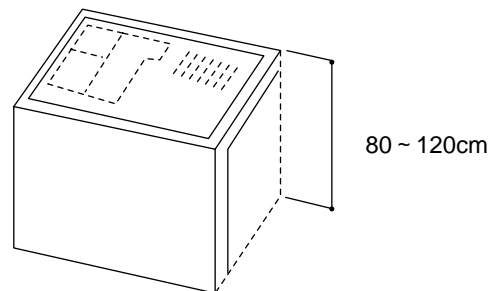


図14- c .案内標示の例



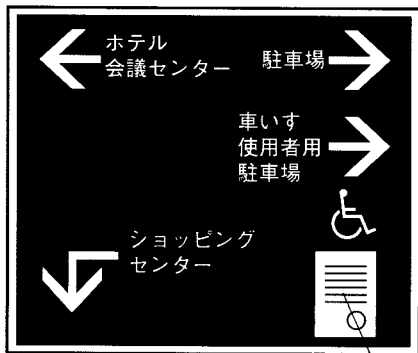
障害者が利用できる  
施設・設備を示す  
国際シンボルマーク



世界盲人連合が定めた  
盲人を示す国際マーク



世界ろう連盟が定めた  
聴覚障害者サイン



音声案内

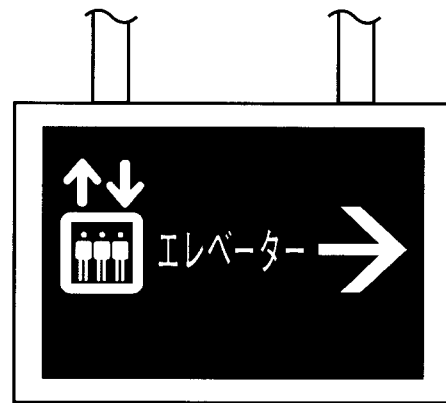
各種案内板



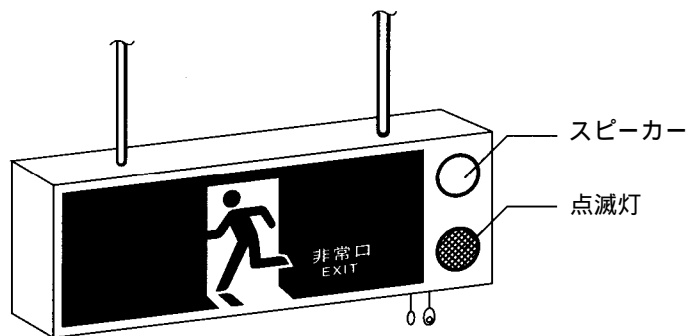
入口方向を示す案内



駐車場案内



エレベータ案内



点滅型誘導音装置付誘導灯





## 基本的な考え方（設計にあたっての配慮）

乳幼児連れの利用が多い施設には、授乳及びおむつ替えの場所の設置を配慮する。

## 整備基準

別表第1第1号(1)に掲げる保健・福祉施設のうち市町村保健センター、母子福祉施設及び母子健康センター、同号(2)に掲げる医療施設のうち病院、(8)に掲げる公共交通機関の施設、同号(9)2に掲げる物品販売業の用に供する店舗のうち百貨店及びマーケット並びに同号(16)に掲げる官公庁の庁舎のうち保健所においては、安全かつ円滑に授乳及びおむつ替えのできる場所を設け、かつ、当該場所にはベビーベッドを設けること。

## 解説（望ましい基準を含む）

授乳及びおむつ替えの場所は、廊下等からの視線の遮断が必要である。

授乳室及びおむつ替えの場所には、ベビーベッド、椅子のほか手洗い、荷物棚、湯沸かし器、流し台の設置が必要である。

車いす利用者対応便房との併設も考慮できる。

冬期間等は、室温に十分配慮する。

男女問わず利用しやすい場所への設置が望ましい。

図15 - a .授乳室の整備例

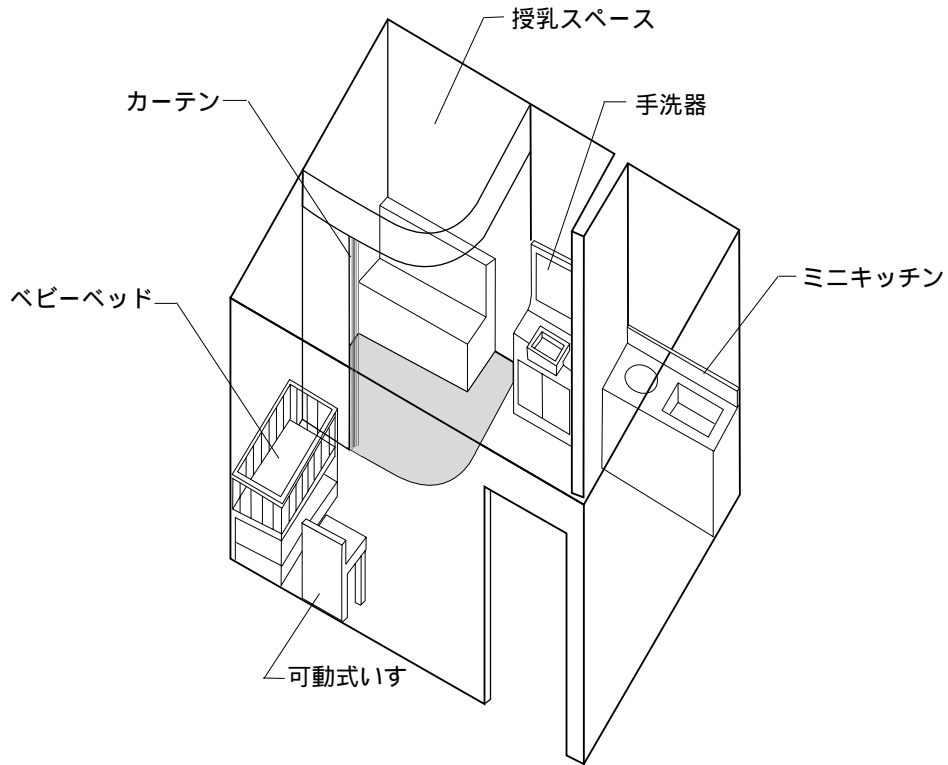


図15 - b .授乳整備の配置例

